

韓国知的財産ニュース 2024年10月後期

(No. 520)

発行年月日：2024年12月6日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2204736）
- 1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2204760）
- 1-3 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2204924）
- 1-4 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2204925）
- 1-5 【行政予告】デザイン保護法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-232号）
- 1-6 【法案提出】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205091）
- 1-7 【公布】特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第579号）
- 1-8 【公布】実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第580号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国のIP金融規模額10兆ウォン突破…3年で1.7倍成長
- 2-2 韓国特許庁、京畿(キョンギ)北部知識財産センターの看板除幕式を開催
- 2-3 韓国特許庁、「グローバル産業競争力強化に向けた技術流出の対応策」を発表
- 2-4 韓国特許庁、デジタルヘルス分野の产学研関係者と懇談会を実施
- 2-5 韓国特許庁の新しい次長にモク・ソンホ(睦盛皓)氏が任命
- 2-6 韓国特許庁、「標準必須特許の創出支援事業」に参加して成果を上げた企業を訪問
- 2-7 韓国特許庁、全国9つの「知財専門人材育成重点大学」の事業団と懇談会を実施
- 2-8 IIPTI・JETRO、「日・韓相互進出・入企業向け知財権教育」をオンラインで実施

- 2-9 韓国特許庁、SKハイニックスと半導体分野の知財について意見交換
- 2-10 韓国特許庁、IPサービス開発企業と懇談会を実施
- 2-11 韓国特許庁、産業財産診断機関を追加募集
- 2-12 特許庁化学生命審査局長ソ・ウルシ氏が特許審判院長に任命
- 2-13 韓国特許庁、LGエナジーソリューション技術研究院と二次電池分野の知財について意見交換
- 2-14 韓国特許庁、EV用タイヤメーカーと懇談会を実施
- 2-15 韓国特許庁、半導体装置メーカー(株)SEMESと懇談会を実施
- 2-16 韓国最大の特許情報博覧会「PATIMEX2024」が開催
- 2-17 韓国特許庁、「IPナレ(翼)プログラム」により成果を上げたロボットメーカーを訪問
- 2-18 特許法・実用新案法施行規則の一部改正令が11月1日から運用される

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、KBO韓国プロ野球リーグの開催期間に模倣品取締を実施

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国政府の標章の無断使用は不競法違反…消費者の注意が必要

その他一般

- 5-1 建設用3Dプリンティング技術の特許出願件数の伸び率、この5年間韓国がトップ

法律、制度関連

1-1 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2204736）

議案情報システム（2024.10.16.）

議案番号：2204736

提案日：2024年10月16日

提案者：イ・ジェグアン議員（共に民主党）外15人

提案理由及び主要内容

デザイン保護法は、意匠登録出願について全ての登録要件を審査して意匠権を付与する審査主義を原則としているが、ファッション・雑貨等流行に敏感な一部の物品群に対し、新規性や先願の出願等一部の要件については審査せず迅速に権利を与える、デザイナー

部審査登録制度を運営している。

最近、オンライン上の取引が活発になるにつれ、デザイン一部審査登録制度を悪用して既に公知されているか公用の意匠権を新しい物かのように登録してオンライン上でその物品を独占販売している事例が頻繁に起こっている。

従って、デザイン一部審査登録出願について明確に新規性や先願主義を違反している場合には審査官が拒絶査定をする根拠となる規定を設け、第三者の権利保護のためにデザイン一部審査登録に対する異議申請期間を公告日以降3か月となる日から通知書を受け取った日から3か月となる日までに延長することで、より実効性のあるデザイン一部審査制度を運営する目的である（案第62条第5項の新設及び第68条第1項各号外の部分の前段）。

但し、意匠権者の法的安定性と第三者の権利保護の間において利益の均衡を図るために、異議申請期間は登録公告日以降1年以内と規定する（案第68条第1項各号外の部分の但し書の新設）。

また、意匠登録出願書の記載事項の中、慣用的に記載され事実上の意味のない「意匠創作内容の要点」の記載欄を削除し、出願書の作成を簡素化することで、出願人の利便性を控除させる目的である（案第37条第2項及び第181条第3項）。

法律第 号

デザイン保護法一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第37条第2項第2号を次のように新設する。

2. デザインの説明

第62条第5項を第6項に改め、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）の中「第3項の規定」を「第5項まで」に改める。

⑤審査官はデザイン一部審査登録出願に対し第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項のいずれかに該当することが明確な場合には、第2項にも関わらず、拒絶査定をする。第68条第1項各号外の部分の前段の中「3か月になる日まで」を「3か月になる日まで又は意匠権侵害に関する通知を受けた者はその通知を受けた日から3か月になる日まで」に改め、同項各号外の部分に但し書を次のように新設する。

但し、その意匠権侵害に関する通知を受けたことを理由に異議申請をする場合には、デザイン一部審査登録の公告日から1年が経過すれば異議申請ができない。

第181条第3項の中「第37条第2項第2号の中、創作内容の要点及び同条第3項」を「第37条第3項」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（一般的適用例）同法律は、この法律の施行以降、出願された意匠登録出願から適用される。

1 - 2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2204760）

議案情報システム（2024.10.17.）

議案番号：2204760

提案日：2024年10月17日

提案者：ミン・ヒョンベ議員（共に民主党）外12人

提案理由

国家コア技術及び産業技術の海外流出の犯罪に対する処罰を強化することを提案致します。並びに、国家コア技術及び先端技術保有機関の勤務者に対する海外企業への就職を制限し、産業技術侵害行為者の個人情報を公開することを提案致します。

最近、技術覇権争いの激化により、産業技術が流出される事件が相次いでいます。国家情報院によると、この6年間（2017年～2023年）、産業技術の海外流出が摘発された件数は計140件です。それによる被害規模は33兆ウォンに達しています。海外各国では処罰を強化する傾向にありますが、韓国の処罰水準は非常に低くなっています。韓国国内の産業界からも厳重な対処を求めている状況です。

従って、国家コア技術を外国に流出する場合、従前の3年以上の有期懲役から5年以上の有期懲役に、15億ウォン以下の罰金から20億ウォン以下の罰金に引き上げることを提案致します。産業技術を海外に流出する場合においても、従前の15年以下の懲役から20年以下の懲役に、15億ウォン以下の罰金から20億ウォン以下の罰金に引き上げることを提案致します。並びに、「故意」で技術を流出したとしても外国で使用するか使用させる「目的」であることを立証した場合にのみ処罰を下すという問題点を解消する必要があります。海外流出に対する処罰要件を目的犯から故意犯に拡大するという内容を盛り込みました。また、外国企業への就職を一定期間制限し、産業技術の海外流出者の個人情報を公開するとの内容についても記載しています。これは、韓国国内の産業技術保護を強化することにより、経済発展を図る趣旨であります。

主要内容

イ. 国家コア技術等を保有する対象機関で3年以上勤務した者に対し、退職日から3年間、

類似の業種の外国企業等に就職することができないようにする。(案第34条の2の新設)。

- ロ. 国家コア技術を外国で使用するか使用させる目的で該当の違反行為をした者に対し、有期懲役の期間を3年以上から5年以上に引き上げ、罰金においては15億ウォン以下から20億ウォン以下に引き上げて併科し、産業技術を外国で使用するか使用させる目的で該当の違反行為をした者に対し、有期懲役の期間を15年以下から20年以下に引き上げ、罰金においては15億ウォン以下から20億ウォン以下に引き上げることで処罰水準を強化する(案第36条第1項及び第2項)。
- ハ. 裁判所は産業技術の海外流出者の個人情報を情報通信網を利用して15年間公開するよう命令を下すことができるようとする(案第36条の3の新設)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第34条の2を次のように新設する。

第34条の2(役職員に対する就職の制限)①国家コア技術か、「産業発展法」第5条に基づき告示される先端技術の範囲に属する技術を保有する対象機関に3年以上勤務した者に対し、退職日から3年間、大統領令で定める類似の業種の外国企業等に就職することができない。但し、委員会から就職の確認を受けた場合には該当しない。

②第1項に基づく就職の確認方法及び手続き等に必要な事項については大統領令で定める。

第36条第1項の前段の中「使用させる目的で」を「使用されることを承知しているにも関わらず」に、「3年」を「5年」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「20億ウォン」に改め、同条第2項の中「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に改める。

第36条の3を次のように新設する。

第36条の3(産業技術の海外流出者の個人情報に関する公開等)①裁判所は第36条の犯罪を起こした者に対し、判決により、氏名、住民登録番号及び該当の犯罪事実の要旨について、最長15年の範囲内で情報通信網を利用して公開するとの命令を該当事件の判決と同時に宣告することができる。

②第1項に基づく情報の公開期間は、判決が確定された時から起算する。但し、公開命令を受けた者が実刑の宣告を受けた場合には、その刑の全部又は一部の執行を終了するか執行が免除された時から起算する。

③第1項に基づく情報公開の方法及び手続き、公開命令の執行等に必要な事項は大統領令で定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（就職制限に関する適用例）第34条の2の改正規定は、この法律の施行以降、対象機関から退職される者から適用される。

第3条（個人情報の公開に関する適用例）第36条の3の改正規定は、この法律の施行以降、第36条に該当する犯罪を起こした者から適用される。

1 - 3 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2204924）

議案情報システム（2024.10.25.）

議案番号：2204924

提案日：2024年10月25日

提案者：コ・ドンジン議員（国民の力）外16人

提案理由

特許制度では、特許に係る権利を持つ個人の辞合産權を制度上で保護するという側面と国レベルで特許保護により産業の発展を図るという二つの側面から、その制度を運営する目的を有する。

しかし、侵害及び損害額の算定に必要な証拠が侵害者側に偏っており、特許権者等に対する権利保護に限界があるため、特許権侵害を予防し、企業の訴訟費用や侵害事実の立証への負担を軽減する一方、最終的には紛争の迅速な解決を図れるよう、特許侵害訴訟において証拠の収集が円滑に行われるために制度を改善する必要があるとの意見が継続的に提起されている。

従って、裁判所ではない場所において必要とされる者を対象に当事者が直接尋問できるようにする等、当事者による事実調査制度を導入し、侵害の証明又は損害額の算定に必要な資料の毀損を防止するために裁判所が資料の保全を命ずることができるようとする等、現行の資料提出命令制度の運営上の不備を改善する目的である。

主要内容

- イ. 裁判所は特許権又は専用実施権に係る侵害訴訟において当事者の申請による決定により両当事者に対し、陳述者の数、範囲、方法及び場所を定め、相互間で尋問できる制度を導入する（案第128条の3の新設）。
- ロ. 裁判所は当事者の相互間で円滑に尋問を行うために、当事者が弁護士を訴訟代理人として選任する必要性があると認められる場合、その当事者に対し期間を定めて弁護士を選任するよう命ずることができる（案第128条の4の新設）。

- ハ. 裁判所は特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟が提起されたか提起される可能性が高い場合であって一定の事由が疎明される場合、侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を占有、管理、保管する者がそれを毀損するか使用することができなくさせないように1年の範囲内で期間を定め資料の保全を命ずることができる（案第128条の5の新設）。
- ニ. 裁判所は資料提出命令をする前に資料の範囲等に関連して当事者による協議が必要だと認められれば、当事者の出席を命ずることができる（案第132条第6項の新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3から第128条の5までをそれぞれ次のように新設する。

第128条の3（当事者による尋問等）①裁判所は特許権又は実用新案権に係る侵害訴訟において次の各号の事項を考慮して両当事者の申請による決定により、両当事者に対し訴訟上の攻撃又は防御方法に関わる事実や資料の検証に必要な者（当事者を含む）を対象に陳述者の数、範囲、方法及び場所を定めて相互間で尋問させることができる。

1. 相手側の当事者に過度な負担を与えていたか否か
2. 資料や当事者が主張する事実の検証又は資料の保全のために必要な事項であるか否か

②裁判所は第1項に基づく陳述者の数、範囲、方法及び場所等を定めるために必要な場合、弁論準備期日を指定することができる。

③裁判所は第1項に基づき両当事者に対し尋問をさせる場合、次の各号のいずれかに該当する者に対し陳述者による陳述を録音装置又は映像録画装置を使用して録音又は映像録画をさせなければならない。

1. 法院書記官・法院事務官・法院主事又は法院主事補
2. 「公証人法」第1条の2第1号に基づく公証人
3. 第1号及び第2号に基づく者に準ずる者として第1項の尋問に関わる業務を行う上で適合な者

④第3項各号のいずれかに該当する者（以下、「法院事務官等」とする）に対しては第148条から第151条までを準用する。この場合、「審判官」は「法院事務官等」に、「審判」は「尋問」とみなす。

⑤法院事務官等は第1項に基づく尋間に先立ち、陳述者に宣誓をさせなければならず、次の各号の事項について告知した後、宣誓をさせなければならない。但し、特別な事由がある場合には尋問後宣誓をさせることができる。

1. 事件番号及び事件名
2. 法院事務官等の氏名
3. 宣誓の義務及び趣旨
4. 偽証又は嘘の陳述に対する警告
5. その他裁判官が第1項の尋問に関して告知が必要だと認める事項

⑥法院事務官等は第1項に基づく尋問の終了後、即時に次の各号の事項が記載された書面上の陳述要約書を作成して裁判所に提出しなければならない。

1. 事件の表示
2. 法院事務官等の氏名
3. 出席した当事者・代理人・通訳者と、出席しなかった当事者の氏名
4. 寻問の期日及び場所
5. 寻問者の個人情報
6. 寻問の内容、方法及び手続きに関する当事者による異議の要旨
7. 陳述の拒否及び宣誓の拒否があった際にはその内容の要旨
8. 宣誓をさせることなく、当事者ではない陳述者を尋問した場合はその要旨
9. その他尋問の進行経過を確認するために必要な事項

⑦第1項に基づく尋問の進行中に、尋問の内容、方法及び手続き等に異議がある当事者は異議を申し立てることができる。この場合、法院事務官等はその異議の要旨について陳述要約書に記載しなければならない。

⑧相手側が正当でない方法により陳述を強要する場合には、陳述者又は当事者は裁判所に対し尋問手続きの終了又は中止を申請することができ、それに対する決定が下りるまで尋問が中止される。

⑨両当事者は第3項に基づき録音又は映像録画された陳述者に対する尋問の内容の中で必要な部分を特定して録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を証拠として提出することができる。この場合、裁判所が必要だと認める際には当事者に対し尋問の内容全体を記録した録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を提出するよう命ずることができる。

⑩両当事者のうち片方が正当な事由なしに出席しないか宣誓又は陳述を拒否する等、第1項に基づく尋問手続きを妨害する際には、裁判所は陳述者が陳述する内容に対する相手側の当事者による主張を真実なものと認めることができる。この場合、陳述者が陳述する内容について具体的に主張することが非常に困難であり、陳述により証明する事実について他の証拠で証明することを期待することが難しい時には、陳述により証明しようとする事実に関する主張を真実なものと認めることができる。

⑪両当事者のうち片方が正当な事由なしに出席しないか宣誓又は陳述を拒否する等、第1項に基づく尋問手続きを妨害する際には、裁判所はそれによる訴訟費用を当該の当事者に負担させるよう命ずることができる。

⑫この法律上特別な規定がある場合を除き、当事者ではない陳述者を第1項に基づき尋問する場合には「民事訴訟法」第303条から第309条まで、第311条、第312条、第314条、第315条、第321条から第324条まで、第327条第1項、第327条の2及び第328条を、当事者である陳述者を第1項に基づき尋問する場合には「民事訴訟法」第309条、第321条、第322条、第327条第1項、第327条の2及び第370条を準用する。

⑬当事者ではない陳述者が陳述拒否又は宣誓拒否をした場合、拒否する理由を疎明しなければならない。この場合、当事者は裁判所に陳述拒否又は宣誓拒否に関する裁判を申請することができ、陳述拒否又は宣誓拒否の裁判に関しては「民事訴訟法」第317条及び第318条を準用する。

⑭第1項の尋問に対する裁判所の決定に対しては異議を申し立てることができる。この場合、異議申立に関する裁判所による決定に対しては独立して不服することができない。

⑮第1項に基づく尋問に必要な事項は大法院規則で定める。

第128条の4（弁護士選任の命令）①裁判所は第128条の3第1項に基づく尋問の円滑な進行のために当事者が弁護士を訴訟代理人として選任する必要性があると認められる場合、その当事者に対し期間を定め弁護士を選任するよう命ずることができる。

②裁判所は当事者が第1項に基づく命令を受けたにも関わらず、定められた期間内に弁護士を選任しなかった場合、第128条の3第1項に基づく尋問を許容する決定を取り消すことができる。

③裁判所は第128条の3第1項に基づく申請による相手側の当事者が第1項に基づく命令を受けたにも関わらず、正当な事由なしにそれに従わなかったことで第128条の3第1項に基づく尋問が実施されなかった場合、第128条の3第10項に基づき認定をすることができる。

第128条の5（資料保全命令及び効果）①裁判所は特許権又は専用実施権に係る侵害訴訟（侵害禁止仮処分を含む）が提起されたか提起される可能性が高い場合であって次の各号の事実が認められる場合、その当事者の申請により侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を占有・管理・保管する者がそれを毀損するか使用することができなくさせないように1年の範囲内で期間を定めて資料の保全を命ずることができる。この場合、大法院規則で定めるところによりその期間を延長することができる。

1. 資料保全命令の対象になる資料を特定するには十分な事実
2. 資料の保全を命じなければ申請人に回復できない損害が発生する恐れがあるとの事実

②当事者が第1項に基づく資料保全命令を申請する場合には次の各号の事項を疎明しなければならない。

1. 資料を占有・管理・保管する者
2. 証明する事実

3. 保全対象の資料

4. 資料保全の事由

③裁判所は第1項に基づく資料保全命令をする場合、事前に資料を占有・管理・保管する者に対し意見を陳述できる機会を与えることができる。

④裁判所は必要な場合、第1項の資料保全命令を申請した当事者（以下、同条で「申請当事者」とする）に対し担保額と担保提供の期間を定めて担保を提供するよう命ずることができ、それに従わなかつた場合にはその申請を却下することができる。この場合、その担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑤資料を占有、管理又は保管する者が第1項の資料保全命令に従わなかつた際には、裁判所は資料の記載により証明しようとする事実に関する資料保全命令に対し申請当事者の主張を真実なものだと認めることができる。

⑥相手側の当事者は第1項の資料保全命令の対象になった資料を電子的形態で管理し、業務上の理由によりその資料を更新する必要がある場合には裁判所から許可を得てその命令が下された際の現状通りその資料の写本を裁判所に提出した以降、その資料を更新することができる。

⑦資料保全を命ずる裁判所の決定に対しては異議を申し立てることができる。この場合、異議申立に関する裁判所の決定に対しては独立して不服することができない。

⑧第1項に基づく裁判所が資料保全を命じた後にも本案の訴訟を提起しない場合には、裁判所は2週以上の期間を定めて申請当事者に対し本案の訴訟を提起してそれを証明する書類を提出するよう命じなければならない。

⑨申請当事者が第8項に基づき指定した期間内に訴訟を提起したことを証明する書類を提出しなかつた際には、裁判所は相手側の当事者の申請による決定により申請当事者に対し資料保全命令に関する費用の負担及び資料保全命令の取り消しを命ずることができる。

⑩第9条の決定に対しては即時抗告をすることができる。

⑪第1項に基づく資料保全命令に関する費用は本案の訴訟に関する訴訟費用の一部にする。

⑫第1項の管轄裁判所に関しては「民事訴訟法」第376条を準用する。

第132条第1項の本文の中「により」を「による決定により」に、「資料」を「資料（その資料の目録を含む。以下、同条で同一）」に改め、同条第2項の前段の中「裁判所は資料の」を「裁判所は第1項に基づく当事者の申請がある場合、資料の所持者に対し意見を陳述させることができ、その資料の」に改め、同条第3項の後段の中「ならない」を「ならなく、『民事訴訟法』第163条第1項にも関わらず当事者をその指定から除外することができる」に改め、同条に第6項から第8項までをそれぞれ次のように新設する。

⑥裁判所は第1項に基づき資料提出を命ずる場合、両当事者による協議が必要だと認める際には期日を決めて両当事者に対し出席を命ずることができる。

⑦第1項に基づく資料提出の申請を引用する裁判所による決定に対し相手側の当事者が異議を申し立てることができる。この場合、異議申立に関する裁判所の決定に対しては独立して不服することができない。

⑧第1項に基づく申請と関連してこの法律上で規定していない事項に関しては「民事訴訟法」第345条及び第346条を準用する。

第224条の3第1項各号外の部分の但し書を削除し、同条第5項の中「即時抗告を」を「異議申立を」に改め、同項に後段を次のように新設し、同条に第6項を次のように新設する。

この場合、異議申立に関する裁判所の決定に対しては独立して不服することができない。

⑥第1項に基づく秘密保持命令を受けた訴訟代理人は、本人が代理する道徳者が第132条第3項の後段に基づき閲覧できる者から除外された場合、その当事者に対しても秘密を保持しなければならない。

第224条の4第3項の中「即時抗告を」を「異議申立を」に改め、同項に後段を次のように新設する。

この場合、異議申立に関する裁判所による決定に対しては独立して不服することができない。

第225条の2を次のように新設する。

第225条の2（資料保全命令の違反罪）国内外で正当な事由なしに第128条の5第1項に基づく資料保全命令を違反した者に対し3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金を科す。

第226条の2第2項の中「専門審理委員は」を「次の各号のいずれかに該当する者は」に、「第132条までの規定を」を「第132条まで及び『公職者の利害衝突防止法』を」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. 第128条の3第3項に基づき陳述者による陳述を録音又は映像録画する者のうち公務員ではない者
2. 第154条の2に基づき指定された専門審理委員

第227条第2項を第3項に改め、同条第2項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。

②この法律に基づき宣誓した当事者ではない陳述者が嘘で陳述した場合には、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金を科す。

④第2項に基づく罪を犯した陳述者が陳述した事件の裁判が確定される前に自白又は自首した場合にはそれに対する刑を減輕又は免除することができる。

第232条第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②第128条の3第1項に基づき尋問をする両当事者のうち正当な事由なしに出席しないか宣誓又は陳述を拒否する等尋問手続きを妨害する者に対しては500万ウォン以下の罰金を科す。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（特許権又は専用実施権に係る侵害訴訟等に関する適用例）第128条の3、第128条の4、第128条の5、第132条及び第224条の3、第226条の2、第232条第2項の改正規定は、この法律の施行以降、提起される訴訟から適用する。

1－4 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2204925）

議案情報システム（2024.10.25.）

議案番号：2204925

提案日：2024年10月25日

提案者：コ・ドンジン議員（国民の力）外17人

提案理由及び主要内容

特許制度では、実用新案権者の権利保護のために「特許法」上の損害賠償請求権及び損害賠償請求権等民事訴訟手続きに関する規定を準用している。

しかし、実用新案権の侵害及び損害額の算定に必要な証拠が侵害者側に偏っており、実用新案権者等に対する権利保護に限界があるため、実用新案権侵害を予防し、企業の訴訟費用や侵害事実の立証への負担を軽減する一方、最終的には紛争の迅速な解決を図れるよう、侵害訴訟において証拠の収集が円滑に行われるため制度を改善する必要があるとの意見が継続的に提起されている。

従って、裁判所ではない場所において必要とされる者を対象に当事者が直接尋問できるようにする等、当事者による事実調査制度を導入し、侵害の証明又は損害額の算定に必要な資料の毀損を防止するために裁判所が資料の保全を命ずることができるようとする等、現行の資料提出命令制度の運営上の不備を改善する目的である（案第30条・第43条及び第47条第2項及び第4項の新設等）。

参考事項

この法律案はコ・ドンジン議員が代表で発議した「特許法の一部改正法律案（議案番号第4924号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第30条の中「第128条の2」を「第128条の2から第128条の5まで」に改める。

第43条の題目外の部分を第1項にし、同条に第2項を次の通り新設する。

②次の各号のいずれかに該当する者は「刑法」第129条から第132条まで及び「公職者の利害衝突防止法」を適用する際には公務員とみなす。

1. 第30条に基づき準用する「特許法」第128条の3第3項に基づき陳述者による陳述を調書に記載する者のうち公務員ではない者
 2. 第33条に基づき準用する「特許法」第154条の2に基づき指定された専門審理委員
- 第46条の2を次のように新設する。

第46条の2（資料保全命令の違反罪）国内外で第30条に基づき準用する「特許法」第128条の5第1項に基づく資料保全命令を違反した者に対し3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金を科す。

第47条第2項を第3項にし、同条に第2項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。

②第30条に基づき準用する「特許法」第128条の3に基づき宣誓した当事者ではない陳述者が嘘で陳述をした場合には、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金を科す。

④第2項に基づく罪を犯した陳述者が陳述した事件の裁判が確定される前に自白又は自首した場合にはその刑を減輕又は免除することができる。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（実用新案権又は専用実施権に係る侵害訴訟等に関する適用例）第30条の改正規定は、この法律の施行以降、提起される訴訟から適用する。

1-5 【行政予告】デザイン保護法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-232号）

電子官報（2024.10.29.）

特許庁公告第2024-232号

デザイン保護法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2024年10月29日

特許庁長

デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

真の創作者の記載を促すために創作者の訂正が可能な時期を調整し、国家研究開発事業によるデザインの成果を管理するために記載事項を明確化する等、現行制度の運営上、現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 主要内容

イ. 創作者の訂正手続きの合理的な改善（案第50条）

- 訂正時期の一部の制限（登録査定～設定登録）及び証明書類の強化

ロ. 正当な権利者に対する通知規定の削除（案第42条及びだい62条）

- 無権利者による出願であることを理由に、デザイン登録拒絶査定の審判請求に対する却下審決等が確定された場合に、正当な権利者への通知手続きの削除

ハ. 出願書上の国家研究開発事業に関する情報の明確化（別紙第3号書式）

- 記載時の注意事項に関する説明の追加及び不適合な管理項目の削除

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2024年12月9日まで国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見（反対の場合は、その理由を記載）

ロ. 氏名（機関・団体の場合はその名称と代表者の氏名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

－大田広域市西区庁舎路189 政府大田庁舎4棟特許庁デザイン審査政策課（〒302-701）

－電子郵便：eunmi.sohn@korea.kr

－Fax：(042) 472-7470

4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁デザイン審査政策課（電話：(042) 481-5766、FAX：(042) 472-7470）にお問い合わせください。

1 - 6 【法案提出】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（議案番号：
2205091）

議案情報システム（2024.10.31.）

議案番号：2205091

提案日：2024年10月31日

提案者：キム・ジョンホ議員（共に民主党）外14人

提案理由及び主要内容

下請取引において受給事業者の技術が元事業者により奪取される不公正行為は需給事業者の技術開発の動機を阻害し、産業の全般にわたり深刻な被害をもたらす行為である。現行法は、需給事業者が受けける技術奪取による被害を防止するために「特許法」上の損害額の推定に関する規定を定める内容で2024年2月に改正された。

しかし、現在の法的体系の下では需給事業者が損害賠償請求訴訟を起こすとしても被害を立証することが難しい状況である。とりわけ、技術奪取に係る損害の発生とその範囲を具体的に立証するための資料を確保するには限界があり、それにより受給事業者の権益が実質的に保護されない事例が頻繁に発生している。

従って、損害賠償請求訴訟において受給事業者が主張する技術資料の不当な使用又は提供行為の具体的な行為態様について元事業者が否定する場合、元事業者が自己の具体的な行為態様を提示するようにし、正当な理由なしにそれを提示しない場合には、裁判所が需給事業者による主張を真実なものと認めるようにする等立証責任を転換する目的である。また、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第35条に基づく技術評価機関に対し技術の経済的価値を評価させ、損害額を算定する際にその評価結果を反映させるようにして下請取引において技術奪取を防止し、公正な取引秩序を確立することで、技術革新と共生協力を促す目的である（案第25条の3、第35条の6及び第35条の7の新設）。

法律第 号

下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案

下請取引の公正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第25条の3第1項各号外の部分に但し書を次のように新設し、同項第3号の中「第12条の2、第12条の3、第13条」を「第12条の2、第13条」にし、同項に第3号の2を次のように新設する。

但し、第3号の2に該当する場合には下請の代金の5倍を超えない範囲で課徴金を科すこと

とができる。

3の2. 第12条の3を違反した元事業者

第35条の6第1項各号外の部分の中「以下、同条で『技術流用被害事業者』とする」を「以下、『技術流用被害事業者』とする」にし、同条第5項に後段を次のように新設する。

この場合、裁判所は「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第35条に基づく技術評価機関に対し技術の経済的価値を評価させ、損害額を算定する際にその評価結果を考慮することができる。

第35条の7を次のように新設する。

第35条の7（具体的な行為態様の提示の義務）①第12条の3第4項を違反した行為に対する損害賠償請求訴訟において技術流用被害事業者が主張する技術資料の流用行為の具体的な行為態様を否定する元事業者は、自己の具体的な行為態様を示さなければならぬ。但し、元事業者がそれを明かすことができない正当な理由がある場合にその限りではない。

②裁判所は元事業者が第1項の但し書に基づき自己の具体的な行為態様を示すことができない正当な理由があると主張する場合には、その主張の是非を判断するためにその当事者に対し資料の提出を命ずることができる。但し、その資料の所持者がその資料の提出を拒む正当な理由があればその限りではない。

③第2項に基づく資料提出命令に関しては第35条の2第2項、第3項を準用する。この場合、第35条の2第3項の前段の中「損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合」は「技術資料の流用行為の具体的な行為態様を示すことができない正当な理由の有無の判断に必ず必要な際」とみなす。

④第2項の但し書による正当な理由がないと認められる場合、裁判所は具体的な行為態様の提示命令を下すことができる。それに対しては即時抗告することができる。

⑤裁判所は元事業者が正当な理由なしに自己の具体的な行為態様を示さない場合には、技術流用被害事業者が主張する技術資料の流用行為の具体的な行為態様を真実なものと認めることがある。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（適用例）第35条の6、第35条の7の改正規定は、この法律の施行以降、技術流用被害事業者が第35条に基づく損害賠償を請求する場合から適用する。

産業通商資源部令第 579 号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024 年 10 月 31 日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第28条を次のようにする。

第28条（発明者の追加等）①特許出願人の誤りにより特許出願書に発明者の記載に一部の漏れや間違がある場合には、発明者を追加又は訂正ができる。但し、特許出願人は法第66条に基づく特許査定を受けた時から法第87条第1項に基づく特許権の設定登録を受ける前までは発明者を追加することができず、発明者の同一性が維持されない場合は発明者を訂正することができない。

②特許出願人は第1項に基づき発明者を追加又は訂正する場合には別紙第9号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。但し、特許出願書に書いた発明者の記載に一部の漏れや間違があることが明確な場合には第2号に基づく書類を添付しなくても構わない。

1. 発明者の追加又は訂正の理由を記載した説明書1通
2. 特許出願人及び追加又は訂正の対象となる発明者が署名又は捺印した確認書類1通。但し、発明者の死亡等により署名又は捺印ができない特別な事由がある場合にはその事由を確認書類に記載し、署名又は捺印を省略することができる。
3. 代理人による手続を行う場合にはその代理権を証明する書類1通

③特許権者は法第87条第1項に基づく特許権の設定登録を受けた以降に第1項の本文に基づき発明者を追加又は訂正する場合には別紙第29号書式の訂正発給申請書に次の各号の書類を添付し特許庁長に提出しなければならない。

1. 発明者の追加又は訂正の理由を記載した説明書1通
2. 特許権者及び申請の前・後の発明者の全員が署名又は捺印した確認書類1通
3. 代理人による手続を行う場合にはその代理権を証明する書類1通

④第3項にも関わらず特許権者は次の各号のいずれかに該当する場合には同項第2号に基づく書類を添付しなくても構わない。

1. 特許出願書に書いた発明者の記載に一部の漏れがある場合
2. 発明者を間違えて書いたことが明確な場合

3. 特許権者が法第99条の2第2項に基づき特許権の移転登録を受けた者である場合
第33条を削除する。

第38条第2項各号外の部分の中「場合には原出願の審査請求の順位」を「場合には特許庁長が定めるところ」に改める。

第76条の題目「(模写電装装置による書類の提出)」を「(ファクシミリによる書類の提出)」に改め、同条第1項及び第2項の中「模写電装装置」をそれぞれ「ファクシミリ」に改める。

第81条各号外の部分の中「代理人はその」を「代理人や代表者は国際出願に係る手続きを行いう者の」に、「際と」を「際、代理人又は代表者の氏名や名称・住所・署名又は印鑑を変更した際及び」に改める。

第101条第2項第1号の中「3通」を「1通」に改める。

第114条の2第1項の中「条約規則20.3(b)(ii)及び20.5(d)」を「条約規則20.3(b)(ii)、
20.5(d)又は20.5bis(d)」に、「条約規則20.3(b)(i)、20.5(b)又は20.5(c)」を「条約規則20.3(b)(i)、
20.5(b)、20.5(c)、20.5bis(b)又は20.5bis(c)」にし、同条第3項の前段の中「条約規則
20.5(c)」を「条約規則20.5(c)又は20.5bis(c)」に改める。

別紙第4号書式の表面の【提出者】の欄を次のように改める。

【提出者】

【提出者の区分】

【氏名（名称）のハングル表記】

【氏名（名称）のアルファベット表記】

【国籍】

(【住民登録番号】)

【電話番号（携帯電話番号）】

【郵便番号】

【住所】

【居住国】

【電子メールアドレス】

【提出者の印鑑（署名）】



別紙第4号書式の表面の【その他の事項】欄を次のように改める。

【その他の事項】□転入届の提出による特許顧客番号の住所情報及び登録名義者の住所表示の自動変更の申請

□公報に提出者の住所が一部（市・郡・区まで）のみ掲載されるよう

申請

別紙第4号書式の裏面の記載要領の第1号イ目及びロ目をそれぞれ同号ロ目及びイ目に改め、同号ハ目からト目までをそれぞれモクからチ目までに改め、同号にハ目を次のように新設する。

ハ. 【国籍】

提出者の国籍を特許庁長が公告する2桁のアルファベットコードで記載します。この場合、この場合提出者が重国籍者である場合には1つの国籍を選択して記載します。別紙第4号の書式の裏面の記載要領の第1号ニ目（従前のハ目）を次のように改める。

二. 【住民登録番号】

提出者の区分により次の項目の番号を記載します。

1) 提出者が国内自然人の場合

- イ) 提出者が国内自然人の場合には【住民登録番号】欄に住民登録番号を記載します。
- ロ) 提出者が国内に住所を有していない国内自然人（在外国民）の場合には直接特許等に係る手続きを行うことができず、電子文書により特許等に係る手続きを行うための電子文書の利用申告ができません。

2) 提出者が外国自然人の場合

- イ) 提出者が国内に住所を有する外国自然人の場合には【外国人登録番号】欄に替えて外国人登録証に記載されてある外国人登録番号を書きます。但し、提出者が直接特許等に係る手続きを行わない場合には【生年月日】欄に替えて生年月日を書くか同欄を削除します。この場合には電子文書により特許等に係る手続きを行うための電子文書の利用申告ができません。
- ロ) 提出者が国内に住所を有していない外国自然人の場合には【生年月日】欄に替えて生年月日を書くか同欄を削除します。この場合には直接特許等に係る手続きを行うことができず、電子文書により特許等に係る手続きを行うための電子文書の利用申告ができません。

3) 提出者が国内法人の場合には【法人登録番号】欄に替えて法人登録番号を記載します。 ※国内法人のうち電子文書で特許等に係る手続きを行う提出者は【事業者登録番号】欄を追加し本店所在地の事業者登録番号を記載します。

4) 提出者が外国法人の場合

- イ) 提出者が国内に住所や営業所を有する外国法人の場合には【事業者登録番号】欄に替えて国内所在地の事業者登録番号（又は事業者登録番号に準ずる固有番号）を記載します。但し、提出者が直接特許等に係る手続きを行わない場合には同欄を削除します。この場合には電子文書により特許等に係る手続きを行うための伝書文書の利用申告ができません。
- ロ) 提出者が国内に住所や営業所を有していない外国法人の場合には同欄を削除し

ます。この場合には直接特許等に係る手続きを行うことができず、電子文書により特許等に係る手続きを行うための電子文書の利用申告ができません。

- 5) 提出者が中央行政機関及びその所属機関、大統領直属機関、国会、裁判所、地方自治団体（広域、基礎自治団体）及びその所属機関、国立・公立学校、その他の法律により設立された国家機関の場合には【固有番号】又は【事業者登録番号】欄に替えて固有番号又は事業者登録番号を記載します。
- 6) 提出者が代表者又は管理人が決められている法人ではない社団・財団の場合には【事業者登録番号】欄に替えて団体名義の事業者登録番号を記載します。

別紙第4号書式の裏面の記載要領の第1号へ目（従前のホ目）1)から3)までの外の部分の中「【郵便番号】及び【住所】」を「【郵便番号】、【住所】及び【居住国】」に改め、同1)の【例】外の部分の中「住所」を次の例のように書きます」を「住所」及び居住国を次の例のように書きます。この場合、居住国は特許庁長が公告する2桁のアルファベットコードで書きます」に、「書き」を「書き（国名を含む）」に、「アルファベット表記でも書きます」を「アルファベット表記でも書きます。また【居住国】欄には【住所】欄に書いた国名を特許庁長が公告する2桁のアルファベットコードで書きます」に改め、同1)の【例】を次のように改める。

〔例〕【郵便番号】00000

【住所】○○市（道）○○区（市・郡）[○○（邑・面）]○○（大路・路・キル）建物番号

【居住国】KR

別紙第4号書式の裏面の記載要領の第1号へ目（従前のホ目）2)の【例】外の部分の中「次の例のように【住所】欄」を「次の例のように【居住国】欄」に改め、同2)の【例】を次のように改める。

〔例〕【郵便番号】00000

【住所】○○市（道）○○区（市・郡）[○○（邑・面）]○○（大路・路・キル）建物番号

【居住国】KR

【送達場所の郵便番号】00000

【送達場所の住所】○○市（道）○○区（市・郡）[○○（邑・面）]○○（大路・路・キル）建物番号

別紙第4号書式の裏面の記載要領の第1号へ目（従前のホ目）3)を削除し、同記載要領の第5号イ目1)ロ)を次のように改める。

ロ) 外国自然人の場合：国籍証明書、優先権証明書類、外国人登録事実証明又は国内居所事実証明のうち1通

※外国自然人のうち国内に住所を有しており、直接特許等に係る手続きを行う提出者は外国人登録事実証明又は国内居所事実証明1通を提出しなければならない。

別紙第5号書式の裏面の記載要領の第5号イ目（1）の【例】の中「駅三洞545番地」を「テヘラン路131」に、「新林洞1542-1番地」を「新林路15キル40」に改め、同記載要領の第7号イ目（1）（ロ）を次のように改める。

（ロ）外国自然人の場合：国籍証明書、優先権証明書類、外国人登録事実証明又は国内居所事実証明の中1通

※外国自然人のうち国内に住所を有しております、特許等に係る手続きを行う提出者は外国人登録事実証明又は国内居所証明1通を提出しなければならない。

別紙第9号書式の裏面の記載要領の第8号イ目（4）の【例】を次のように改める。

【例】【補正する事項】

【補正対象項目】発明者

【補正方法】訂正、追加

【補正内容】

【発明者】

【氏名のハングル表記】홍길동

【氏名のアルファベット表記】HONG, Gil Dong

【国籍】KR

【住民登録番号】720921-1234561

【郵便番号】06133

【住所】ソウル特別市江南区テヘラン路131

【居住国】KR

【発明者】

【氏名のハングル表記】장영실

【氏名のアルファベット表記】JANG, Young Sil

【国籍】KR

【住民登録番号】650123-1234123

【郵便番号】06133

【住所】ソウル特別市江南区テヘラン路131

【居住国】KR

別紙第14号書式の裏面の記載要領の第6号ロ目を次のように改め、同記載要領の第10号ロ目（1）・（2）外の部分の中「一般出願より遅く審査を受ける代わりに正確な時点（猶予希望時点から3か月以内）に審査結果が通知されます」を「猶予希望時点以降に審査を受けることになります」に改める。

ロ. 特許顧客番号がない場合

【発明者】欄の次の行に「特許法施行規則」別紙第4号書式（特許顧客番号付与申請書）の記載要領の第1号を参考して発明者の【氏名のハングル表記】、【氏名のアルファベット表記】、【国籍】、（【住民登録番号】）、【郵便番号】、【住所】、【居住国】欄を作

成して記載します。

別紙第19号書式の裏面の記載要領の外の部分の第1号に備考を次のように新設し、同頁の記載要領の第4号イ目1) の【例】外の部分の中「優先権証明、世界知的所有権機関のアクセスコードの付与」を「優先権証明」に改め、同記載要領の第6号にホ目を次のように新設する。

備考：世界知的所有権機関のアクセスコードの付与を申請する場合には特許路（www.patent.go.kr）にて申請書を電子文書で提出しなければなりません。

ホ. 世界知的所有権機関のアクセスコードの付与を申請した場合、申請により付与された世界知的所有権機関のアクセスコードは特許路（www.patent.go.kr）にて照会できます。

別紙第22号書式の裏面の記載要領の第5号イ目（1）・（2）外の部分の中「一般出願より遅く審査を受ける代わりに正確な時点（猶予希望時点から3か月以内）に審査結果が通知されます」を「猶予希望時点以降に審査を受けることになります」に改め、同記載要領の第8号イ目（1）のうち「限り、グリーン技術と直接関連する特許出願の場合にはその趣旨を書かなければなりません）」を「限ります）」に改める。

別紙第29号書式の裏面の記載要領の第5号ロ目の【例】を次のように改める。

【例】【申請理由】発明者（考案者）の訂正、追加

【訂正（追加）内容】

【発明者（考案者）】

【氏名のハングル表記】홍길동

【氏名のアルファベット表記】HONG, Gil Dong

【国籍】KR

【住民登録番号】720921-1234561

【郵便番号】06133

【住所】ソウル特別市江南区テヘラン路131

【居住国】KR

【発明者（考案者）】

【氏名のハングル表記】장영실

【氏名のアルファベット表記】JANG, Young Sil

【国籍】KR

【住民登録番号】650123-1234123

【郵便番号】06133

【住所】ソウル特別市江南区テヘラン路131

【居住国】KR

別紙第29号の2の書式の裏面の記載要領の第2号の中「日本語、フランス語、スペイン語、ロシア語」を「日本語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語」に改め、同記載

要領の第4号イ目の【例】の中「【住所】○○(市)○○区○○洞○○番地○○号」を「【住所】○○市○○区○○路○○」に、「【住所の外国語表記】○○BeonJi○○Ho○○Dong○○Gu○○(Si)」を「【住所の外国語表記】○○、○○Ro、○○Gu、○○Si」に改める。

別紙第35号書式の裏面の記載要領の第10号イ目(2)の中「3通」を「1通」に改める。

別紙第36号書式の表面の【申告対象の代理人(代表者)】欄を次のように改める。

【申告対象の代理人(代表者)】

【氏名(名称)】

【住所】

【電子メールアドレス】

【電話番号】

【Fax番号】

【代理人番号】

別紙第36号書式の裏面の記載要領の第5号イ目の中「【電話番号】」を「【電子メールアドレス】、【電話番号】」に、「電話番号」を「電子メールアドレス、電話番号」に改め、同号ロ目の中の【例】外の部分の中「【電話番号】」を「【電子メールアドレス】、【電話番号】」に、「電話番号」を「電子メールアドレス、電話番号」に改め、同目の【例】を次のように改める。

【例】【申告対象の代理人】

【氏名(名称)】

【住所】

【電子メールアドレス】

【電話番号】

【Fax番号】

【代理人番号】

【再任された代理人】

【氏名(名称)】

【代理人番号】

別紙第36号書式の裏面の記載要領の第5号ホ目の中「【電話番号】」を「【電子メールアドレス】、【電話番号】」に、「電話番号」を「電子メールアドレス(選任する場合のみに限る)、電話番号」に改め、同記載要領の第6号ハ目の【例】を次のように改める。

【例】

PCT

POWER OF ATTORNEY

(for an international application filed under the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 90.4)

The undersigned applicant(s) (Names should be indicated as they appear in the Request Form(PCT/R0/101)):

hereby appoints(appoint) the following person as : agent common representative

Name and address

(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

to represent the undersigned before all the competent International

Authorities

the International Searching Authority
only

the Authority specified for
supplementary search only: _____
(please indicate the Authority(ies)
specified for supplementary search)

the International Preliminary
Examining Authority only

in connection with the international application identified below:

Title of the invention:

Applicant's or agent's file reference:

International application number(if already available):
filed with the following Office _____ as receiving
Office and to make or receive payments on behalf of the undersigned.

Signature of the applicant(s) (where there are several applicants, each of them must sign; next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs, if such capacity is not obvious from reading the request or this power):

Date : _____

Form PCT/Model of power of attorney(for a given international application) (January 2009)

別紙第37号書式の裏面の記載要領の第5号ハ目の〔例〕を次のように改める。

〔例〕

PCT

GENERAL POWER OF ATTORNEY

(for several international applications filed under the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 90.5)

The undersigned person(s) :

(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

hereby appoints(appoint) the following person as : agent common representative

Name and address

(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

to represent the undersigned before all the competent International Authorities
 the International Searching Authority only
 the Authority specified for supplementary search only: _____
(please indicate the Authority(ies) specified for supplementary search)
 the International Preliminary Examining Authority only

in connection with any and all international applications filed by the undersigned with the following Office: _____ as receiving Office and to make or receive payments on behalf of the undersigned.

Signature(s) (where there are several persons, each of them must sign; next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs, if such capacity is not obvious from reading this power):

Date : _____

Form PCT/Model of power of attorney(for a given international application) (January 2009)

別紙第38号書式の別紙を次のように改める。

別紙第39号書式の裏面の記載要領の第9号イ目(2)の中「3通」を「1通」に改める。

別紙第57号書式の表面の中「【国際特許出願言語】」を「【国際出願言語】」に、「【発明（考案）者】」を「【発明者（考案者）】」に改め、同書式の裏面の記載要領の外の部分の第1号の中「国際特許出願」を「国際特許出願又は国際実用新案登録出願」に、「『実用新案法』第41条」を「『実用新案法』第35条、第41条」に改め、同頁の記載要領の第5号の中「【国際特許出願言語】欄」を「【国際出願言語】欄」に、「明細書」をそれぞれ「発明（考案）の説明」に改め、同記載要領の第6号の中「明細書」を「発明（考案）の説明」に改める。

別紙第57号書式の裏面の記載要領の第7号の各目外の部分の中「【発明（考案）者】」を「【発明者（考案者）】欄」に改め、同号口目を次のように改める。

ロ. 特許顧客番号がない場合

【発明者（考案者）】欄の次の行に「特許法施行規則」別紙第4号の書式（特許顧客番号付与申請書）の記載要領の第1号を参考して発明者（考案者）の【氏名のハングル表記】、【氏名のアルファベット表記】、【国籍】、【住民登録番号】、【郵便番号】、【住所】、【居住国】欄を作成して記載します。

別紙第57号書式の裏面の記載要領の第10号ハ目を次のように改める。

ハ. 微生物の寄託

微生物の寄託の事項の□の中に表示した場合には次の例のように【その他事項】欄の次の行に【微生物の寄託】、【寄託機関名】、【受託番号】及び【受託日付】欄をそれぞれ作成して微生物の寄託情報を記載し、【添付書類】欄に微生物の寄託の事実を立証する書類名を作成した後、それを出願書に添付します。但し、国内に所在地のある国内寄託機関又は国際寄託機関に当該の微生物を寄託した場合には微生物の寄託事実を証明する書類を添付しません。

明細書に微生物名を書く時には当該の受託番号も一緒に書き、受託番号をまとめて別途作成する場合には明細書に【受託番号】欄を作成して当該の受託番号を書くことができます。

〔例〕【その他の事項】

【微生物の寄託】

【寄託機関名】韓国生命工学研究院生物資源センター (KCTC)

【受託番号】KCTC 0000P

【受託日付】2022. 1. 1.

別紙第57号書式の裏側の記載要領の第10号ニ目（1）の中「【核酸塩基配列又はアミノ酸配列目録】、【配列個数】及び【配列目録の電子ファイル】欄」を「【核酸塩基配列目録又はアミノ酸配列目録】及び【配列個数】欄」に改め、同目（2）を次のように改める。

（2）【配列個数】欄には明細書に記載した配列目録に含まれた配列の個数を書き、【添付書類】欄に「配列目録電子ファイル1部」と書きます。

〔例〕【その他の事項】

【核酸塩基配列目録又はアミノ酸配列目録】

【配列個数】3

別紙第57号書式の裏側の記載要領の第12号イ目（1）の中「発明」を「発明（考案）」に改め、同目（2）を削除し、同目（3）を（2）に改める。

別紙第58号書式の裏側の記載要領外の部分の第1号の中「国際特許出願」を「国際出願（特許出願又は実用新案登録出願）」に改め、同頁の記載要領の第5号各目外の部分の中「【発明（考案）者】欄」を「【発明者（考案者）】欄」に改め、同号口目を次のようにし、同記

載要領の第9号イ目（1）中「明細書・請求の範囲」を「発明（考案）の説明・請求範囲」に改める。

ロ. 特許顧客番号がない場合

【発明者（考案者）】欄の次の行に「特許法施行規則」別紙第4号書式（特許顧客番号付与申請書）の記載要領の第1号を参考して発明者（考案者）の【氏名のハングル表記】、【氏名のアルファベット表記】、【国籍】、【住民登録番号】、【郵便番号】、【住所】、【居住国】欄を作成して記載します。

附 則

第1条（施行日）この規則は2024年11月1日から施行する。

第2条（審査の順位に関する適用例）第38条第2項の改正規定は、この規則の施行当時、審査の順位が付与された特許出願に対しても適用する。

第3条（発明者の追加等に関する経過措置）この規則の施行前に補正書又は訂正発給申請書を提出した場合、発明者の追加・削除又は訂正に関しては第28条の改正規定にも関わらず従前の規定に基づく

■特許法施行規則〔別紙第38号書式〕

特許路（www.patent.go.kr）にて提出できます。

出願情報変更申告書

PCT用

（表面）

【国際出願番号】

- | | |
|--|--|
| 【申告区分】 <input type="checkbox"/> 出願人の変更 | <input type="checkbox"/> 出願人兼発明者（考案者）の変更 |
| <input type="checkbox"/> 発明者（考案者）の変更 | <input type="checkbox"/> 出願人情報の変更 |
| <input type="checkbox"/> 出願人兼発明者（考案者）情報の変更 | <input type="checkbox"/> 代理人情報の変更 |
| <input type="checkbox"/> 代表者情報の変更 | <input type="checkbox"/> 発明者（考案者）情報の変更 |

【出願人】

【氏名（名称）】

【住所】

（【特許顧客番号】）

【代理人】

【氏名（名称）】

【住所】

【代理人番号】

【変更内容】

(【変更項目】)

【変更前】

【変更後】

上記の通り特許庁長に提出いたします。

出願人（代理人）

（署名又は印）

【添付書類】法令で定めた書類各1通（記載要領第6号参照）

（裏面）

1. 申告区分及び関連規定

申告区分	内容	関連規定
出願人の変更、 出願人兼発明者（考案者）の変更、 発明者（考案者）の変更	出願人又は出願人兼発明者（考案者）の名義を変更する場合、若しくは、発明者（考案者）の名義を変更する場合 〔出願人と発明者（考案者）が同一ではない場合をさす〕	「特許法施行規則」第82条及び「実用新案法施行規則」第17条
出願人情報の変更、 出願人兼発明者（考案者）情報の変更、 代理人情報の変更、 代表者情報の変更、 発明者（考案者）情報の変更	出願人又は出願人兼発明者（考案者）の氏名か名称・住所・国籍・署名又は印鑑を変更する場合、若しくは、代理人又は代表者の氏名か名称・住所・署名又は印鑑を変更する場合、若しくは、発明者（考案者）の氏名又は住所を変更する場合〔出願人と発明者（考案者）が同一ではない場合をさす〕	「特許法施行規則」第81条及び「実用新案法施行規則」第17条

2. 処理手続き

申告書の提出	⇒	受付及び受付証の	⇒	書式の適格性審査	⇒	・書式が適格の場
--------	---	----------	---	----------	---	----------

		発行				合:関連部 署へ移管 •書式に 不備があ る場合:補 正通知又 は差戻通 知
(出願人)		(特許庁)		(特許庁)		(特許庁)

*記載要領

1. 【国際出願番号】欄

該当案件の国際出願番号を次の例のように書きます。

[例] 【国際出願番号】 PCT/KR2007/123456

2. 【申告区分】欄

申告区分のうち一つを選択して□にチェック表示（例：）します。

3. 【出願人】欄

イ. 【氏名（名称）】及び【住所】

【氏名（名称）】欄には氏名又は法人の名称を書き、【住所】欄には住所を書き、変更申告がある場合を除き出願書（REQUEST）上の情報と同様に書きます。

ロ. 【特許顧客番号】

特許庁が付与した特許顧客番号がある場合にはそれを書くことができます。

ハ. 共同出願人

出願人が2名以上の場合には出願書（REQUEST）に一番目に書いた代表出願人を書きます。

4. 【代理人】欄

代理人による手続を行う場合には【代理人】欄の【氏名（名称）】、【住所】及び【代理人番号】欄にそれぞれ代理人の氏名又は法人の名称、住所及び代理人番号を書き、代理権を証明する書類を添付し、変更申告がある場合を除き出願書（REQUEST）上の情報と同様に書きます。

5. 【変更内容】欄

イ. 出願人、出願人兼発明者（考案者）又は発明者（考案者）の名義を変更する場合

(1) 【変更項目】欄は記載しません。

(2) 【変更前】欄の次の行に【氏名（名称）】を書き、特許庁が付与した特許顧客番号がある場合には【特許顧客番号】欄を作成してそれを書くことができます。変更前の出願人〔出願人兼発明者（考案者）又は発明者（考案者）〕が2名以

上の場合には全てを書きます。

(3) 【変更後】欄の次の行に【氏名（名称）】、【住所】、【電話番号】、(【特許顧客番号】)（特許庁が付与した特許顧客番号がある場合にはそれを書くことができます）、【国籍】、【居住国】及び【指定国】欄をそれぞれ作成し次の例のように書き、変更後の出願人〔出願人兼発明者（考案者）又は発明者（考案者）〕が2名以上の場合には全てを書きます。発明者（考案者）の名義を変更する場合には【国籍】及び【居住国】欄は書きません。

[例] 【変更後】

【氏名（名称）】
【住所】
【電話番号】
(【特許顧客番号】)
【国籍】
【居住国】
【指定国】

ロ. 出願人、出願人兼発明者（考案者）、代理人、代表者又は発明者（考案者）の情報変更する場合

(1) 【変更項目】欄には氏名（名称）、住所、国籍、署名（印鑑）の中、変更される事項を選択して書きます。

①出願人又は出願人兼発明者（考案者）の情報を変更する場合には【変更項目】欄に氏名（名称）、住所、国籍、署名（印鑑）の中で変更される事項を選択して書きます。

②代理人又は代表者の情報を変更する場合には【変更項目】欄に氏名（名称）、住所、署名（印鑑）の中で変更される事項を選択して書きます。

③発明者（考案者）の情報を変更する場合には【変更項目】欄に氏名、住所の中で変更される事項を選択して書きます。

※出願人、出願人兼発明者（考案者）、代理人又は代表者の情報の中、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号又は居住国を変更する場合、該当の事項を【変更項目】欄に記載することができます。

(2) 【変更前】欄と【変更後】欄には変更される項目の変更前と変更後の内容を書かなければなりません。【変更項目】欄に氏名（名称）を書いた場合には次の例1のように書きます。【変更項目】欄に氏名（名称）以外の事項を書いた場合には【変更項目】欄の次の行に【氏名（名称）】欄を追加して次の例2のように書きます。

[例1] 【変更項目】 氏名

【変更前】 HONG, Kildong

【変更後】HONG, Gildong

〔例2〕【変更項目】住所

【氏名（名称）】HONG, Kildong

【変更前】100, Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic
of Korea

【変更後】200, Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic
of Korea

(3) 2以上の項目を同時に変更する場合には次の例のように【変更内容】欄を追加して変更前・後の内容を書きます。

〔例〕【変更内容】氏名

【変更前】HONG, Kildong

【変更後】HONG, Gildong

【変更内容】

【変更項目】住所

【氏名（名称）】HONG, Kildong

【変更前】123, Dunsan-dong, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic
of Korea

【変更後】150, Dunsan-dong, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic
of Korea

(4) 署名又は印鑑を変更する場合には次の例のように【変更項目】欄及び【氏名（名称）】欄を書くが、【変更前】欄と【変更後】欄を削除し変更する署名又は印鑑の画像を添付ファイルにて提出します。

〔例〕【変更項目】署名（印鑑）

【氏名（名称）】HONG, Kildong

(5) 代理人関連事項及び出願人〔出願人兼発明者（考案者）、代表者、発明者（考案者）〕関連の変更事項を同時に申告する場合には別紙にて作成して提出します。

ハ. 国際出願の言語が韓国語又は日本語の場合には【氏名（名称）】、【住所】、【国籍】、
【居住国】について韓国語又は日本語の表記と英語表記と一緒に書かなければなりません。

6. 【添付書類】欄

イ. この書式に添付しなければならない書類は次の通りです。

(1) 変更の原因を証明する書類1通。出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕を変更する場合であって変更後、出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕が申告する場合に限ります。

(2) 申告の事実を証明する書類1通。出願人、出願人兼発明者（考案者）、代理人、

代表者又は発明者（考案者）の情報を変更する場合に限ります。

(3) その他法令で定めた書類1通（記載要領第4号参照）

ロ. 変更の原因を証明する書類は、出願人[出願人兼発明者（考案者）]の変更の原因によって、次の通りです。

(1) 出願人[出願人兼発明者（考案者）]変更の原因が贈与・相続等による場合

・家族関係登録簿証明書及び住民登録表謄本（外国人は贈与・相続等を確認できる書類）

(2) 出願人[出願人兼発明者（考案者）]の変更の原因が法人の分割・合併による場合

・法人登記事項証明書（外国法人は分割・合併の事実を確認できる書類）

(3) 出願人[出願人兼発明者（考案者）]の変更の原因が売買契約による場合

・譲渡証。この場合、譲渡証は次の例のように作成することを原則とし、譲渡人及び譲受人の印鑑を捺印しなければなりません。但し、印鑑を捺印することができない外国人は国籍証明書（法人の場合、法人国籍証明書）を提出します。

[例]

【書類名】譲渡証

【事件の表示】

【国際出願番号】

【発明（考案）の名称】

【趣旨】上記の事件に係る特許（実用新案登録）を受ける権利を譲渡する

【譲渡日付】

【譲渡人】

【氏名】 (印)

【住民登録番号（法人登録番号）】

【住所】

【譲受人】

【氏名】 (印)

【住民登録番号（法人登録番号）】

【住所】

ハ. 【添付書類】欄の記載方法

(1) 書式に添付する書類名と部数を次のように書くが、書式と一緒に提出しない添付書類については記載することができません。

【例】【添付書類】委任状1通

(2) 添付書類の中「電子政府法」第42条第2項第4号及び同法施行令第49条第2項

に基づき誰でも書類を発行できるか閲覧できる行政情報（法人登記事項証明書等）に該当する書類は「電子政府法」第36条第1項に基づく行政情報の共同利用にて特許庁長が確認すべきである情報であって、提出者は次の例のように該当書類の名称、部数及びその書類を確認するために必要な情報を書きます。

[例] 法人登記事項証明書1通〔商号：○○○、法人登録番号：000000-0000000〕

(3) 添付書類の中「電子政府法」第42条第2項第4号及び同法施行令第49条第2項に基づき誰でも書類を発行できるか閲覧できる行政情報以外の行政情報（住民登録表の謄本・草本、外国人登録事実証明、事業者登録証明等）に該当する書類は提出者本人の同意がある場合に「電子政府法」第36条第1項に基づく行政情報の共同利用にて特許庁長が確認できる情報です。従って、特許庁長が確認することに同意し、次の例のように該当書類の名称、部数及び書類を確認するために必要な情報を書けば関連書類の提出を省略することができます。一方、特許庁長が確認することに同意しなければ提出者が関連書類を直接提出しなければなりません。

[例1] 住民登録表の謄本・草本1通〔氏名：○○○、住民登録番号：000000-0000000〕

[例2] 事業者登録証明1通〔氏名：○○○、住民登録番号：000000-0000000、事業者登録番号：000-00-00000〕

[例3] 国家有功者（遺族）確認願1通〔氏名：○○○、住民登録番号：000000-0000000、報勲番号：000-000000〕

- 二. 添付書類を電子的画像に変換（スキャニング）して提出する場合には画像度300から400dpiまで（300dpiを推奨）の白黒TIFF（Tagged Image File Format）にします。
- ホ. 添付書類をPDF（Portable Document Format）で提出することができます。

改正理由及び主要内容

真の発明者がない者を発明者に追加するか訂正することを防止するために特許出願人は特許査定を受けた時から特許権の設定登録を受ける前までは発明者を追加することができなく、発明者の同一性が維持されない場合、発明者を訂正することができなくする等、発明者の追加・訂正制度を全般的に改善する一方、発明者を正確に識別するために発明者に特許顧客番号がない場合、特許出願書に発明者情報の記載の際に「国籍」及び「居住国」を記載するようにし、「特許協力条約規則」に基づき出願情報の変更申告対象に国際出願に係る手続きを行う者の代表者名を追加して当該の代表者の氏名や名称・住所・署名又は印鑑を変更した際には出願情報の変更申告を行うようにする等、現行の制度の運営上現

れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<産業通商資源部提供>

1－8 【公布】実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第580号）

電子官報（2024.10.31.）

産業通商資源部令第580号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年10月31日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第7条を次のようにする。

第7条（考案者の追加等）①実用新案登録出願人の誤りにより実用新案登録出願書に考案者の記載に一部の漏れや間違いがある場合には考案者を追加又は訂正することができる。但し、実用新案登録出願人は法第15条に基づき準用する「特許法」第66条に基づく実用新案登録査定を受けた時から法第21条第1項に基づく実用新案権の設定登録を受ける前までは考案者を追加することができず、考案者の同一性が維持されない場合は考案者を訂正することができない。

②実用新案登録出願人は第1項に基づき考案者を追加又は訂正しようとする場合には「特許法施行規則」別紙第9号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。但し、実用新案登録出願書に書いた考案者の記載に一部の漏れや間違いがあることが明確な場合には第2号に基づく書類を添付しなくとも構わない。

1. 考案者の追加又は訂正の理由を記載した説明書1通
2. 実用新案登録出願人及び追加又は訂正の対象となる考案者が署名又は捺印した確認書類1通。但し、考案者の死亡等により署名又は捺印ができない特別な理由がある場合には、その事由を確認書類に記載し、署名又は捺印を省略することができる。
3. 代理人による手続きを行う場合にはその代理権を証明する書類1通

③実用新案権者は法第21条第1項に基づく実用新案権の設定登録を受けた以降に第1項の本文に基づき考案者を追加又は訂正しようとする場合には「特許法施行規則」別紙第29号書式の訂正発給申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 考案者の追加又は訂正の理由を記載した説明書1通
2. 実用新案権者及び申請の前・後の考案者全員が署名又は捺印した確認書類1通

3. 代理人による手続きを行う場合にはその代理権を証明する書類1通
- ④第3項にも関わらず実用新案権者は次の各号のいずれかに該当する場合には同項第2号に基づく書類を添付しなくとも構わない。
1. 実用新案登録出願書に書いた考案者の記載に一部の漏れがある場合
 2. 考案者を間違えて書いたことが明確な場合
 3. 実用新案権者が法第28条に基づき準用する「特許法」第99条の2第2項に基づき実用新案権の移転登録を受けた者である場合

第9条第2項各号外の部分の中「原出願の審査請求の順位」を「特許庁長が定めるところ」に改める。

第17条第1項の前段の中「第33条」を「第34条」に改める。

別紙第1号書式の裏面の記載要領の第6号ロ目を次のように改め、同記載要領の第10号ロ目（1）・（2）外の部分の中「一般出願より遅く審査を受ける代わりに正確な時点（猶予希望時点から3か月以内）に審査結果が通知されます」を「猶予希望時点以降に審査を受けることになります」に改める。

ロ. 特許顧客番号がない場合

【考案者】欄の次の行に「特許法施行規則」別紙第4号書式（特許顧客番号の付与申請書）の記載要領の第1号を参考して【氏名のハングル表記】、【氏名のアルファベット表記】、【国籍】、【住民登録番号】、【郵便番号】、【住所】及び【居住国】欄を作成し記載します。

附 則

第1条（施行日）この規則は2024年11月1日から施行する。

第2条（審査の順位に関する適用例）第9条第2項の改正規定は、この規則の施行当時に審査順位を付与された実用新案登録出願に対しても適用する。

第3条（考案者の追加等に関する経過措置）この規則の施行前に補正書又は訂正発給申請書を提出した場合、考案者の追加・削除又は訂正に関しては第7条の改正規定にも関わらず従前の規定に基づく。

改正理由及び主要内容

真の考案者ではない者を考案者として追加するか訂正することを防止するために実用新案登録出願人は実用新案登録査定を受けた時から実用新案権の設定登録を受ける前までは考案者を追加することができなく、考案者の同一性が維持されない場合、考案者を訂正できないようにする等考案者の追加・訂正制度の全般を改善する一方、考案者を正確に識別するために考案者に特許顧客番号がない場合、実用新案登録出願書に考案者の情報

を記載する際に「国籍」及び「居住国」を記載するようにする等、現行の制度の運営上、現れた一部の不備を改善・保管する目的である。

<特許庁提供>

関係機関の動き

2-1 韓国のIP金融規模額10兆ウォン突破…3年で1.7倍成長

韓国特許庁（2024.10.16.）

IP金融の拡大に向けた共同ファンドの組成、IP金融価値評価の高度化、返済不能の予防などさまざまな政策を進める

韓国特許庁は16日、知的財産(IP)金融の規模が10兆ウォンを突破(2024年8月末時点)したと発表した。10兆ウォンを超える金額が優秀な知財を保有する企業に活用されているということである。

【IP金融の残高10兆ウォン突破…3年で1.7倍成長】

特許庁によると、企業が保有する特許など知財を活用して担保融資・保証・投資により資金を調達するIP金融の残高が10兆211億ウォン※に達していることがわかった。2021年の6兆90億ウォンから3年で約1.7倍成長※※した。

※調査(2024年8月末)時点、市場に供給されているIP金融の金額

IP担保融資2兆2,503億ウォン、IP投資3兆5,027億ウォン、IP保証4兆2,681億ウォン

※※IP金融残高の推移：(2021年)6兆90億ウォン→(2022年)7兆7,835億ウォン→(2023年)9兆6,100億ウォン→(2024年8月)10兆211億ウォン

とりわけ、IP担保融資を利用する全体企業の84.2%を信用格付けが高くない非優良企業(BB+以下)が占める※など、優秀な技術力を持つ低信用企業にとって重要な資金供給の役割を担ってきたことに大きな意味があるといえる。

※2023年IP担保融資を利用した企業の信用格付け：非優良(BB+以下)84.16%、優良(BBB-以上)15.83%

【担保IP回収支援事業、IP価値評価にかかる費用の支援など引き続き組む】

これまで特許庁は、IP担保融資に対し国策銀行から市中・地方銀行に拡大し、銀行の担

保 IP の回収リスクを軽減させるための「担保 IP 回収支援事業※」を導入するなど、制度的基盤を築いてきた。また、企業が IP 金融を利用する上で行うべきである IP 價値評価※※にかかる費用を支援し、IP ファンドを組成するために政府の予算（母胎ファンドの特許専用ファンド）を投入するなど、IP 投資の呼び水となった。

※支払い不能になった融資の担保 IP の処分を支援（買収・処分）して銀行側の回収リスクを軽減

※※企業が保有する IP の価値から等級または価額を算出するもので、IP 金融を利用するために必ず必要な手続き

また、IP 投資機関協議会、担保 IP 回収支援機構協議会などを開いて銀行や保証・投資機関などと緊密に協力し、金融委員会と共に IP 金融フォーラムを主催（2019 年から計 5 回）して政策づくりについて議論するなど、IP 金融の拡散に向けて多岐にわたって取り組んできた。

特許庁は IP 金融を利用する企業の困難を解消するための支援も拡大していく考えだ。企業の返済不能を防止するために IP 担保融資を利用する企業に対するモニタリングを強化し、IP 支援事業および IP 投資・保証を連携した企業向け支援を進めるなど、予防システムを構築する計画だ。また、セール・アンド・ライセンスバック（Sale & License Back）※制度で返済に苦しんでいる企業の正常化を支援し、構造改善・再創業などで資金を調達できるよう回生法院及び中小ベンチャー企業部、信用保証基金、韓国資産管理公社（KAMCO）などと協力を進める考えだ。

※SLB（Sale & License Back）：返済不能になった企業が担保 IP を回収支援機構に売却（sale）した以降もその IP を利用して事業を続けられるように実施権（license）を与える制度

特許庁長は「革新的なアイデアと研究開発の賜物である知財を活用して資金を確保する IP 金融が企業の成長に大事な役割を果たしている」とし、「今後も特許庁は金融委員会などほかの部處と共同ファンドを組成して IP ファンドの規模を拡大し、IP 價値評価システムを高度化するなど、さらに多くの企業が IP 金融により資金を確保できるよう政策を有効に活用する」と述べた。

2-2 韓国特許庁、京畿（キョンギ）北部知識財産センターの看板除幕式を開催

韓国特許庁（2024. 10. 16.）

2004 年から全国 28 か所の地域知識財産センターを運営

韓国特許庁は10月16日水曜日、京畿(キョンギ)テジンテクノパーク(京畿道抱川市)にて「京畿(キョンギ)北部知識財産センター」の看板除幕式を開いた。

看板除幕式は京畿北部エリアの知財競争力の強化に向けて今年設立した京畿北部知識財産センターの新しい跳躍を広く知らせるために開かれた。キム・ワンギ特許庁長をはじめ、キム・ヨンテ国會議員(京畿道抱川市・加平郡)、キム・ソンジュン京畿道行政1部知事、ペク・ヨンヒョン抱川市長などが参加した。看板除幕式の開催後は同地域の中小企業と懇談会を開き、知財分野の支援策について企業側から意見を聞いた。

地域知識財産センターは、地域住民と中小企業により身近なところで知財に関する相談や教育、国内外への出願の支援、知財経営のコンサルティングなどを手厚く支援するため各エリアに設立した知財専門の支援窓口である。

京畿道にある地域知識財産センターはこれまで安山(アンサン)・水原(スウォン)・富川(プチョン)市の3か所に設けられ、全て南部エリアに集中している。特許庁は京畿道の南部と北部間における知財支援の格差を解消し、北部エリアの中小企業が知財サービスにアクセスしやすくなるために今年初め、京畿北部知識財産センターを設立し、京畿道と協力して知財支援事業を進めている。

現在、京畿北部知識財産センターをはじめ全国に28か所の地域知識財産センターを運営している。全国各地にある地域知識財産センターを通じて支援を受けた企業は支援を受ける前に比べて企業の売上高が4.7%増え、輸出は10.1%増加(2023年「IPベース海外進出支援事業」基準)するなど、支援による成果が明らかに出ており、地域の企業や産業の競争力強化に大きく貢献している。

特許庁長は「京畿北部知識財産センターが地域を代表する中小企業向け支援機関として定着することを目指している」とし、「地域知識財産センターを通じて各企業のビジネスステップに応じた知財サービスを提供することで中小企業の安定的な成長を支え、グローバル企業として跳躍できるよう最善を尽くす」と述べた。

2-3 韓国特許庁、「グローバル産業競争力強化に向けた技術流出の対応策」を発表

韓国特許庁 (2024.10.17.)

特許ビッグデータの活用と関連法律の強化により技術流出行為を先制的に防ぐ

韓国特許庁は10月17日木曜日、政府ソウル庁舎にて開かれた第224次対外経済長官会

合において「グローバル産業競争力の強化に向けた技術流出の対応策」を案件として上程・議決した。今後、韓国企業の生存、さらには経済安全保障に影響を与えるかねない先端技術の保護網が一層細かくなるとみられる。

今回の方策は、半導体、二次電池など先端産業分野における技術流出の増加により、国レベルで被害※が懸念される現状を克服し、中小・ベンチャー企業の成長を遮る技術奪取行為を防ぐために国家技術保護体系を確立することで、グローバル産業の競争力を強化し、ダイナミックな経済を実現するために進められた。同方策には、営業秘密保護※※および不正競争防止制度、特許ビッグデータ分析など核心的な技術保護手法を活用して技術流出への対応を強化する対策が盛り込まれた。

※この5年間（2020年～2024年8月）、海外へ技術流出を試みた件数だけで97件に達し、流出された際の被害額は約23兆ウォンと推定

※※①営業秘密侵害時の損害賠償（5倍可能）・禁止請求、懲役・罰金可能、②2024年上半年、警察に送致された技術流出事件のうち70.3%が営業秘密の流出→技術流出対策の主な手段

【①特許ビッグデータを基にした技術流出行為の取締、ピンポイント型制度の改善など先端技術流出防止の強化へ】

まず、特許ビッグデータの分析により技術流出行為を取り締まり、防諜機関に共有して即時に捜査を進めるなど先制的な技術流出防止体系を構築する。特許庁が保有している5.8億件の特許ビッグデータは、世界の企業、研究所、大学などが生成した高級な技術情報の集約であり、世界のR&Dの動向、専門人材、技術動向などが読み取れるため、技術流出を把握する上で欠かせないデータである。特許庁は、防諜情報としての特許ビッグデータの価値を認められ、今年4月に国家防諜機関に指定されている。国家コア技術の新規指定や変更時に活用できる特許動向の情報、権利移転、人材情報を関係部処に提供するなど、国家コア技術の保護に万全を期す考えだ。

特許庁の技術専門人材を活用した部処横断型技術流出捜査の高度化を図る。技術流出に捜査には技術の類似性判断が欠かせないため、特許庁に在籍する、各技術分野にわたる約1,400名の審査・審判の専門家を活用して情報・捜査機関から諜報・捜査の段階で要請があつた際には技術犯罪の成立の有無を判断する技術諮問体系を構築する考えだ。そのために不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、不競法）には関連根拠を設ける。

また、ますます巧妙化する技術流出犯罪のさまざまな手法にピンポイント型対応ができるよう、営業秘密保護制度を細かく改善する不競法の改正を進める。技術流出を目的にす

る転職の斡旋など営業秘密侵害を斡旋するような行為に対しても民・刑事的対応ができるよう制度を見直し、営業秘密流出行為に対する通報補償金制度の導入を推進する。海外企業が韓国にある子会社を介して営業秘密を海外に流出するなど新しい技術流出手法に効果的に対応できるよう営業秘密再流出行為に係る処罰※制度も新設する。

※（現行）不法取得した介入営業秘密の取得・使用に係る処罰規定のみ対象となる→（改善）漏洩も含む

【②技術侵害被害に対する救済に向けた韓国型証拠収集制、訴訟管轄集中などを推進】

技術侵害訴訟の方式・体系の先進化を図ることで被害救済を強化し、研究人材に対する待遇を改善するなど、技術流出を防ぐための環境づくりを重点的に進める。まず、証拠の確保が十分ではないため技術侵害訴訟の勝訴率と損害賠償額が非常に低い現状※を改善するために韓国型証拠収集制度を導入する。同制度が導入されれば、裁判官が指定した専門家が技術侵害現場で資料を収集・調査することと裁判所職員の主宰の下、当事者間で証人を尋問することが可能になるため、証拠の収集が非常に有効に行われるとみられる。

※この5年間の原告側の勝訴率：営業秘密侵害訴訟 25.6%、全体の民事訴訟 55.6%

特許侵害訴訟における損害賠償額の中央値（1997年～2017年）：（韓国）0.6億ウォン VS（米国）65.7億ウォン

高度な技術的判断が求められる技術侵害訴訟において専門性を高めるために技術侵害事件に対し管轄集中を進める。訴訟管轄集中※は、現在は特許権・実用新案権・意匠権・商標権・品種保護権に係る事件の民事本案のみに適用されていたが、今後は営業秘密、産業技術保護、不正競争行為に係る事件などの民事本案および仮処分、刑事まで拡大して適用される。

※第一審は6大地方裁判所（ソウル・水原（スウォン）・大田（テジョン）・大邱（テグ）・光州（クァンジュ）・釜山（プサン））を中心に、第二審は知財高裁に集中されることを意味する

また、特許審査官の採用（135名）と大韓民国産業現場教授の選定（雇用労働部、約100名）により技術人材を韓国内で採用する範囲を拡大し、職務発明補償制度の適用範囲を広げることで、韓国内の専門研究人材が海外に転職している現状を改善していくという方針だ。

【③技術保護相談、アイデアの原本証明制度など中小企業向け技術奪取行為の対策を拡大】

企業、大学、研究所などを対象に技術流出への対応力を高めることにも力を入れる考えだ。予防の観点から国家戦略・コア技術を保有する中小・中堅企業を対象に技術保護相談を新しく提供（年間 40 社）し、大学・研究所を対象に各組織の状況に応じた技術保護に関する相談を提供する。

中小企業向け技術奪取防止および対応支援制度も強化する。中小企業が取引や交渉を進める際に相手側に共有しているアイデア（技術情報・経営情報）を簡単に立証できるようアイデア原本証明制度※を導入し、既存の「公益弁理士センター」を「産業財産法律救助センター」に拡大して運用することで、営業秘密侵害の被害を受けた中小企業を対象に民事訴訟の費用の支援、法律諮詢の提供などを支援する。技術奪取紛争の早期解決のためには裁判所および検・警察が連携する紛争調停の拡大、意図的な不正案件に係る捜査の連携など、産業財産権紛争調停委員会の機能を拡大する。

※証拠資料の電子指紋登録→証明書の発行→原本認定の効力発生

特許庁長は「ますます高度化・巧妙化している海外技術流出行為に対抗するためには対応方法もより科学的で緻密なものにならなければならない」とし、「特許庁が保有している主要資産である特許ビッグデータと技術専門人材を活用して技術流出行為の早期把握や迅速な捜査が行われるようにし、さまざまな技術流出手法が法律の抜け穴から逃げられることが内容に緻密な技術保護制度を構築する先制的な技術保護体系を強化することで、産業競争力の強化によるダイナミックな経済のけん引に取り組んでいく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、デジタルヘルス分野の产学研関係者と懇談会を実施

韓国特許庁 (2024. 10. 18.)

審査実務ガイドラインの制定案に関する説明や産業界からの意見を収集

韓国特許庁は 10 月 18 日金曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にてデジタルヘルス分野の产学研関係者と懇談会を実施する。

今回の懇談会は、最近速いスピードで成長している「デジタルヘルスケア技術」に関する審査実務ガイドラインの制定案を共有し、産業界から意見を集めるために設けられた。

デジタルヘルスケア分野の韓国国内への出願件数は 2015 年 2,785 件から 2023 年 7,141 件と急速に増えており、世界市場の規模も 2019 年 1,740 億ドルから 2025 年 6,570 億ドル水準に成長するとみられる※。

※GLOBAL ICT PORTAL 2022 (情報通信産業振興院)

デジタルヘルスケア技術はデジタル工学と医薬技術が組み合わされた融合技術の特徴を持っている。とりわけ、情報技術（IT）の発展により新しい技術が生まれることで急激な成長を遂げている。これを受けた新しい審査実務ガイドラインの作成が求められていた。

特許庁は、関連業界から事前に意見を集め、コンピュータなど隣接分野の審査実務ガイド、外国の審査事例、知財高裁の判例などを分析し、具体的な事例を中心とした審査実務ガイドラインの制定案を作成した。

これまでヘルスケア産業の特徴上、特許要件を判断する際に、効果部分の重要性、特許明細書の作成や権利範囲の設定など難しさに関する意見が多くあった。新しい審査実務ガイドラインには、同業界の悩みや懇談会で集めた意見などを反映して事例を中心に解説する考えだ。

特許庁のバイオヘルスケア審査課長は「審査実務ガイドラインの作成が完了されたら関連業界などに広く普及して同業界の成長エンジンを支える考えだ」とし、「今回作成するガイドラインが出願人に対し審査結果への予測可能性を向上させ、適切な対応策を考える上で実質的な参考になると期待する」と述べた。

2-5 韓国特許庁の新しい次長にモク・ソンホ(睦盛皓)氏が任命

韓国特許庁 (2024. 10. 21.)

韓国政府は 10 月 21 日、特許庁の新しい次長に産業財産政策局長のモク・ソンホ（睦盛皓、57 歳）氏を任命した。

モク次長は、第 40 回行政考試に合格し公職に就き、特許庁の企画予算担当官室、産業財産人力課長、運営支援課長、特許審判院首席審判長、産業財産保護協力局長、商標デザイン審査局長、産業財産政策局長など要職を歴任した。

モク次長は、法律学を専攻し、商標法・特許法・弁理士法など法律の改正、知財権関連国際条約への加盟、FTA 交渉などの業務を担当してきた知財法律の専門家であり、人事・組織・予算・政策および審査・審判など事務の経験が豊富な知財行政専門家として、これまでの業務経験を基に政策を策定・推進する能力や対外との意思疎通の能力が優れていると評価されている。

このような能力を基に迅速かつ正確な審査・審判サービスの提供、知財を活用した世界進出の活性化、公正な競争・経済安全保障の強化に向けた知財権保護など、ダイナミックな

経済を実現するために韓国的主要な政策を主導する適任者として期待されている。

モク次長は、謙遜な態度と丁寧な言葉遣いから職員からの信頼が厚く、規模が多く重要な懸案に対し有効な戦略を立てる能力が優れた智将タイプのリーダーだと評価を受けている。

▲行政考試 40回、▲1966生まれ、▲大邱（テグ）出身、▲大邱啓聖（ケソン）高等学校、▲ソウル大学司法学科、イギリスクイーン・メアリーロンドン大学法学博士、▲特許庁産業財産保護チーム長、庁長秘書官、商標二審査課長、創造行政担当官、運営支援課長、特許審判院首席審判長、産業財産保護協力局長、商標デザイン審査局長、産業財産政策局長

2-6 韓国特許庁、「標準必須特許の創出支援事業」に参加して成果を上げた企業を訪問

韓国特許庁 (2024. 10. 23.)

(株) キウォンテク、電子メールのセキュリティに係る標準必須特許 6 件の確保に成功

韓国特許庁は 10 月 22 日火曜日、電子メールセキュリティ専門企業である(株)キウォンテク(ソウル市九老区所在)を訪問し、標準必須特許※創出支援企業の意見を集めるための懇談会を実施した。

※国際標準化機関で定めた技術標準を満たしている特許であって、技術標準を実装する製品を生産するために不可欠な特許のことをさす

特許庁は「標準必須特許の創出支援事業」を通じて国際標準化を目指す韓国企業や機関を対象に研究開発(R&D)の全サイクルにわたった標準必須特許の戦略を提供して高付加価値の標準必須特許を確保できるよう支援している。今回の企業訪問は、これまでの事業の成果を振り返り、効果的な標準必須特許の創出支援策を考えるために行われた。

(株) キウォンテクは電子メールセキュリティ専門企業であり、特許庁の「標準必須特許の創出支援」事業に参加して同社が保有している人工知能(AI)をベースにした標的型攻撃メール遮断※に関する技術の国際標準化と標準必須特許を 6 件確保する成果を上げた。※類似ドメイン、アカウント乗っ取りなど知能化する標的型攻撃を AI アルゴリズムにより遮断

懇談会で特許庁は、同社が標準必須特許を確保し活用する中で感じた困難や課題について意見を聞き、AI・セキュリティなど先端産業分野における標準必須特許の確保に向けた

支援策を強化について話し合った。

特許庁長は「標準必須特許を確保すると、海外市場で優位に立つことができるため安定した技術による収入が得られる」とし、「特許庁は知財権の貿易収支の改善に向けた標準必須特許の創出・活用に関する支援事業を拡大していく考えだ」と述べた。

2-7 韓国特許庁、全国9つの「知財専門人材育成重点大学」の事業団と懇談会を実施

韓国特許庁（2024.10.23.）

大学における知財教育の現状や発展策について考える

韓国特許庁は10月23日水曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて全国9つの「知識財産専門人材育成重点大学」（以下、「知財重点大学」）の事業団と懇談会を実施した。

今回の懇談会は、特許庁が2021年から支援している知財重点大学※のこれまでの成果を振り返り、未来人材育成に向けた方策について話し合うために行われた。

※（事業概要）国家戦略技術および地域主力産業に特化した地域の専門人材（IP）育成に向けて地域別に拠点となるIP重点大学を指定し、IP学位課程の運営、教員向け教育、IP教育コンテンツの開発などを支援

※※（指定状況）（2021年）慶尚（キョンサン）国立大学、全南（チヨンナム）大学、忠北（チュンブク）大学→（2022年）忠南（チュンナム）大学→（2023年）慶北（キヨンブク）大学、江原（カンウォン）大学→（2024年）釜山（プサン）大学、全北（チヨンブク）大学、済州（チェジュ）大学

特許庁は今回の懇談会で、各地域に特化した知財教育の方策、知財教育コンテンツの開発・拡散の方策、知財学位課程の卒業・修了生向け就職・起業の方策などについて意見を交わす考えだ。

特許庁長は「今後も特許庁は大学との持続的な協力を図り、知財重点大学が各地域の知財教育拠点として活発に役割を果たすよう取り組む」とし、「今後も地域のバランスの取れた発展と未来産業を率いる知財融合人材の育成に向けて手厚く支援していく」と述べた。

2-8 IIPTI・JETRO、「日・韓相互進出・入企業向け知財権教育」をオンラインで実施

韓国特許庁 (2024. 10. 24.)

海外進出の日韓両国企業の知財競争力を高める！

韓国特許庁の国際知識財産研修院（IIPTI）は、日本貿易振興機構（JETRO）ソウル事務所と共に日本と韓国に進出している（もしくは、進出予定）企業を対象に 10 月 25 日金曜日と 11 月 27 日水曜日、「日・韓相互進出・入企業向け知的財産権教育コース」（以下、「日韓教育」とする）をオンラインで実施すると発表した。

本教育コースは、海外進出企業の知財競争力を高めるために韓国企業が進出している国と相互互恵的に運営する教育コースとして、海外に進出している韓国企業向けは相手国の知財関連機関で、韓国に進出している海外企業は IIPTI で教育を担当する。

今回の日韓教育は、日本企業向け教育は 10 月 25 日金曜日 14 時 30 分から、韓国企業向け教育は 11 月 27 日水曜日 14 時からオンラインで行われる。教育内容は、知財権の概要、両国における知的財産権制度の動向、知的財産権の活用・侵害・違反の事例などがテーマである。

教育の対象は日韓両国に進出している（もしくは、進出予定）企業であれば参加できる。日本企業向け教育は、教育当日（25 日）まで日本貿易振興機構ホームページ※で受け付けており、韓国企業向け教育への参加は韓国の海外知識財産センターが募集する予定である。参加者は ZOOM リンクにてオンラインで講義を受けることができる。

※申込リンク：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/kos/20241025>

本教育コースは、2018 年中国知識産権培訓中心（CIPTC）と実施した以降、2023 年にはフィリピン、2024 年には日本など協力を拡大している。2024 年 8 月には韓・中教育を実施し、11 月には韓・フィリピン教育を行う予定である。

韓国特許庁は、今回の教育コースを通じて韓国企業が相手国の法律や制度について理解を高めることにより、不法行為をなくし、知財権侵害などによる損害を防ぎ、韓国に進出している相手国企業にとっても韓国の法律や制度への理解を深めることで事業展開の成功を図ることを期待している。

特許庁の国際知識財産研修長は「本教育コースを通じて両国に進出している企業が知財に対する制度への理解や活用力を高めて事業展開に大きく役立つことを期待する」とし、

「今後も韓国企業が進出国で活躍できるよう教育分野での協力をさまざまな国へと拡大していく」と述べた。

教育コースの詳細について、日本企業向け教育は日本貿易振興機構 IP チーム（電話：02-399-5932）、韓国企業向け教育は国際知識財産研修院の国際教育課（電話：042-604-4310）に問い合わせできる。

2-9 韓国特許庁、SKハイニックスと半導体分野の知財について意見交換

韓国特許庁（2024.10.24.）

強い特許権の確保により高帯域幅メモリー（HBM）分野で主導権を握る！

韓国特許庁は10月24日木曜日、SKハイニックス利川（イチョン）事業場（京畿道利川市）にて半導体業界の知財競争力強化に向けた懇談会を実施すると発表した。

今回の懇談会は、メモリー半導体市場で有望技術として注目されている高帯域幅メモリー（HBM）※の技術をリードしているSKハイニックスを訪問し、半導体産業現場から知財に関する率直な意見を聞くために設けられた。

※高帯域幅メモリー（HBM, High bandwidth memory）：従来のDRAMメモリーを縦に積層してさらに優れた帯域幅・転送速度を具現したメモリーで人工知能（AI）に使われることが多い

特許庁とSKハイニックスは高帯域幅メモリー（HBM）分野の産業や知財権の動向などについて共有し、技術・知財に関する懸案や産業現場の悩みについて話し合う考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「AI市場が急ピッチで成長していることを受けてAI加速器の演算処理を支える高帯域幅メモリー（HBM）市場も急速に成長しており、その背景から企業の間で市場シェアや技術確保をめぐる覇権争いが激しくなるとみられる」とし、「今後も特許庁は産業界と緊密なコミュニケーションを図ることで韓国企業がメモリー半導体分野で強い特許権を確保できるよう取り組んでいく」と述べた。

2-10 韓国特許庁、IPサービス開発企業と懇談会を実施

韓国特許庁（2024.10.28.）

知財サービスの開発に向けて民間と協力を図る

韓国特許庁は10月28日月曜日、「ネイバーデータセンター閣世宗（セジョン）」（世宗市所在）にて知的財産サービス企業である（株）FAiKERZ、（株）illunex、（株）リーオンIPL、プラットフォーム企業である（株）ネイバーカラウドと懇談会を実施した。

今回の懇談会は、特許庁が行っている「官民協力の知財サービス開発支援事業※」の成果を振り返り、知財サービス企業から意見や建議事項を集めて知財サービス産業政策に反映する趣旨である。

※政府と民間のプラットフォーム会社との協力により、知財サービスの開発および実装・高度化、電算資源の支援、技術相談などを知財サービス企業に提供する事業

知財サービスは、特許など知財のビッグデータを活用して知財情報の調査・分析、相談、翻訳、評価・取引・保護などのサービスを産学研に提供する事業であり、最近知財データが急速に増え、人工知能（AI）技術が進化していることから模倣品の探知、企業の研究開発への支援などサービスの幅が日々拡大している。

今回の懇談会では、自社開発のクラウドを介して知財サービス企業のサービス開発を支援しているネイバーカラウドの関係者がビッグデータの収集・管理の状況やAI・クラウド技術を採用した知財サービス開発の重要性などについて説明した。また、知財サービス産業の育成に向けた政府の役割、韓国の知財サービス企業の成長に向けた支援政策などについてさまざまな意見が交わされた。

特許庁長は「韓国国内外で知財サービス市場を拡大していくためには、AIと知財ビッグデータを基にしたサービス開発が最も重要だ」とし、「今後も韓国の知財サービス企業が品質の高いサービスを開発し、事業化へつながるよう政府と民間が引き続き協力を図り、支えていく」と述べた。

2-11 韓国特許庁、産業財産診断機関を追加募集

韓国特許庁（2024.10.28.）

産業財産情報を戦略的に調査・分析する専門機関を育てる

韓国特許庁は10月28日月曜日から11月8日金曜日まで民間分野における産業財産(IP)への戦略的な調査・分析の活性化を図るために「産業財産診断機関」（以下、「診断機関」）を追加募集すると発表した。

診断機関は、特許など産業財産および産業財産に係る情報に対する総合的な調査・分析に

より、企業や研究機関などに研究開発、事業化の方向や戦略などを示す法定機関※である。特許庁は体系的な診断機関の指定や育成により、民間分野における産業財産の調査・分析の品質を高め、知財サービス市場の活性化を図るために関連規定※※を定め（2020年11月）、毎年一定の条件を満たす機関や団体を診断機関に指定して運営※※※している。

※産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律第17条（産業財産診断機関の指定等）
※※「産業財産診断機関の指定及び運営に関する規定」特許庁告示（第2024-15号）
※※※現在269の機関が運営中（2024年6月時点）

診断機関を利用する中小企業は、診断機関に払った産業財産の調査・分析費用の一部が控除※される。また、特許庁が行っている産業財産の戦略的調査・分析支援事業（特許路R&D※※など）の課題遂行機関に選ばれた診断機関に対し、技術分野別の実績や関連教育コースの修了の有無によって優遇措置を取る考えだ。

※租税特例制限法施行令別表6ト目（中小企業が診断機関から特許情報の調査・分析を受けた際にかかった費用）

※※中小企業および大学・公共研究機関などを対象に、知財戦略専門家（PM）と知財分析機関（遂行機関）が専門チームを作り、産業財産情報を活用したオーダーメイド型研究開発の戦略支援を提供する事業

（申込手続き）診断機関の指定を希望する機関および技術分野※の追加指定を希望する診断機関は、技術分野別の専門人材、専用の業務スペースなどのインフラ・設備、セキュリティシステムなどの要件を満たした上で産業財産診断機関管理システム（biz.kista.re.kr/ipams）にて申込書を作成・提出する。

※電気・電子、機械・金属、化学・生命、情報通信の4つの技術分野

（指定手続き）特許庁は申込書を提出した機関に対し書類選考および現場調査を経て12月末※まで審議委員会にて診断機関の指定を完了する計画だ。

※応募件数などにより変更される可能性あり

特許庁の産業財産創出戦略チーム長は「特許庁は専門性を備えた診断機関を指定・育成することで、産業財産の戦略的調査・分析の活性化に向けた民間分野のエコシステムづくりをリードする考えだ」とし、「多くの韓国企業が診断機関を利用して産業財産の戦略的調査・分析を行い、研究開発の成果を高め、企業のさらなる成長に活用してほしい」と述べた。

診断機関および診断機関に係る制度（税額控除など）に関する情報は、産業財産診断機関管理システムHPのお知らせページ（biz.kista.re.kr/ipams）、特許庁HP※

(www.kipo.go.kr) または韓国特許戦略開発院 HP のお知らせ/事業情報のページ (www.kista.re.kr) にて確認できる。

※特許庁 HP (政策/業務>支援施策>知識財産権創出支援>産業財産診断機関の指定)

2-12 特許庁化学生命審査局長ソ・ウルシ氏が特許審判院長に任命

韓国特許庁 (2024. 10. 28.)

新しい特許審判院長にソ・ウルス（徐乙洙、56歳）化学生命審査局長が28日（月曜日）に任命された。

ソ新任院長は、1997年（技術考試28回）に特許庁審査官として公職に就き、その後、国際協力課長、産業財産保護政策課長、特許審判院首席審判長、アラブ首長国連邦（UAE）経済部の特許審査協力団長、デジタル融合審査局長、化学生命審査局長などを歴任した。

ソ新任院長は、知財分野の国際協力専門家としてアラブ首長国連邦（UAE）に初めて韓国型知財サービスを輸出する成果を上げ、サウジアラビアに国際特許出願（PCT）の国際調査サービスの共有、アメリカと欧州がリードする国際特許分類（CPC、Cooperative Patent Classification）の韓国導入、知財権の創出・保護分野における特許紛争動向情報ポータルの構築、未来の特許紛争対応戦略シナリオ事業、第四次産業の融合技術分野における特許審査基準の確立など知財政策の幅の拡大に貢献してきた。

組織内では「一緒に働きたい管理職」1位に選ばれるなど、親しみやすい性格でテニス、卓球などの活動を通じて多くの職員とコミュニケーションを取り、高い識見と幅広い経験を基に全体をまとめるリーダーシップを発揮していると評価されている。

2-13 韓国特許庁、LG エナジーソリューション技術研究院と二次電池分野の知財について意見交換

韓国特許庁 (2024. 10. 29.)

韓国の国家先端戦略産業である二次電池分野で知財による突出した技術力を確保する

韓国のキム・ワンギ特許庁長は10月29日火曜日、二次電池分野で出願件数が最も多い企業である（株）LG エナジーソリューションの技術研究院（大田市儒城区所在）を訪問し、現場の意見や二次電池分野の突出した技術力確保に向けた特許庁の支援策について意見を交わした。

二次電池は韓国政府が指定する国家先端戦略技術であり、同分野における特許出願件数はこの5年間年平均約13%※ずつ急増している。

※二次電池分野の特許出願件数：（2019年）8,777→（2020年）9,451件→（2021年）10,899件→（2022年）12,697件→（2023年）14,386件

それを受けた特許庁は、二次電池産業における特許競争力の強化を目指して今年、二次電池分野を優先審査の対象に指定し、二次電池分野の専門特許審査官38名を増員して専担チームを立ち上げるなど「二次電池分野特許審査パッケージ支援体系」を構築した。

今回の現場訪問でキム府長は、（株）LGエナジーソリューションの役員・社員から知財権に関わる産業現場の悩みを聞き、世界的な技術競争が激化する時代において技術の主導権確保やEV市場のキャズム※を乗り越えるための企業による研究開発の方向や特許戦略などについて話し合った。

※キャズム（Chasm）：革新的な傾向のある少数の消費者が支配する先端製品の初期市場において一般人に広く普及される前の導入期に製品への需要が一時的に失速する現状

キム府長は「二次電池は国家先端戦略技術であり、未来を率いる核心的な成長エンジンであることから知財を活用した突出した技術力の確保は何よりも重要である」とし、「産業現場と引き続き意見交換を重ね、二次電池分野において知財の競争力強化を実現できるよう取り組んでいく」と述べた。

2-14 韓国特許庁、EV用タイヤメーカーと懇談会を実施

韓国特許庁（2024.10.30.）

（株）韓国タイヤーアンドテクノロジーと特許権確保戦略について話し合う

韓国特許庁は10月30日水曜日、EV用タイヤメーカーである（株）韓国タイヤーアンドテクノロジー（大田市儒城区所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

最近、EV需要の成長を受けてEV用タイヤー市場が拡大している。蓄電池の搭載によりガソリン車より重いEVには、耐久性の高さ、軽さ、急ブレーキ時の接地力などが求められる。業界はこのような技術力を高めるために技術開発に取り組んでいる。

今回の懇談会は、先進的なタイヤー技術に関わる知財権の課題など現場の声を聞くために設けられる。韓国タイヤーアンドテクノロジーは、EV用タイヤーの技術開発の現状を紹介し、特許庁はタイヤー分野の特許動向や審査基準を共有し、タイヤー技術分野における

る知財権の創出・保護策について意見を交わす考えだ。

特許庁の機械金属審査局長は「今後 EV 需要の増加により EV の走行能力を高めるためのタイヤーの技術開発がさらに重要になるとみられる。今後も産業現場との持続的な意見交換を通じて EV 関連部品に係る正確な審査を行い、特許競争力の強化に取り組む」と述べた。

2-15 韓国特許庁、半導体装置メーカー(株)SEMES と懇談会を実施

韓国特許庁 (2024. 10. 30.)

韓国最大の半導体装置メーカーと知財戦略について話し合う

韓国特許庁は 10 月 30 日水曜日、半導体装置メーカーである（株）SEMES（忠清南道天安市所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、半導体装置技術をめぐり世界各国で技術競争が激しい中で、韓国最大規模の半導体装置メーカーである（株）SEMES から知財権に関する意見や悩みを聞き、品質の高い審査サービスを提供するために設けられた。

懇談会で同社は、自社技術や製品について紹介し、特許庁は半導体分野の特許出願に対する優先審査制度など特許庁の支援政策や半導体自動物流システムの特許出願動向について共有する考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「今回の懇談会は、半導体装置分野の最新技術や知財情報を共有することで相互の理解の幅を広げるチャンスになると思う」とし、「今後も特許庁は産業界と引き続きコミュニケーションを図り、半導体装置分野で韓国企業が特許の競争力を確保できるよう取り組んでいく」と述べた。

2-16 韓国最大の特許情報博覧会「PATIMEX2024」が開催

韓国特許庁 (2024. 10. 31.)

特許情報の活用により技術のリーダーシップを確保する！

韓国特許庁が主催し、韓国特許情報院が主管する「第 20 回国際特許情報博覧会 PATINEX ※2024」が 10 月 31 日木曜日から 11 月 1 日金曜日までロッテホテルワールド（ソウル市松坡区所在）クリスタルボールルームで開かれる。

※PATent INformation Expo

今年 20 周年を迎える PATINEX はこれまで累積 12,000 人以上が参加した韓国最大の特許情報博覧会であり、さまざまな企業の特許情報活用戦略について共有し、特許情報サービス産業の活性化を目指して 2005 年から毎年開かれている。

今年は「知的財産情報、より良い未来に向けた新しい波」というテーマでさらに規模を拡大し、韓国国内の特許情報専門家のみならず、米・日・中特許庁、IBM、アマゾンなど知財情報を扱う海外庁と民間企業の関係者が多く参加する。また、知財情報関連企業が提供しているさまざまなサービスを体験できる展示会を設ける。

【カンファレンス：世界特許情報の活用戦略の提示】

初日の 10 月 31 日には 14 時から韓国でデータ政策のコントロールタワーとして機能している国務総理室所属「公共データ戦略委員会」のイ・ジュンギ委員長からの基調演説（想像力で溢れた素敵な知財大国一大韓民国のビジョン）から始まり、IBM、KAIST、米国特許庁（USPTO）など各界の専門家が特許情報を活用した検索サービスについて紹介し、知財事業化戦略を示した。

また、特許行政制度の改善点や特許情報活用の優秀な事例を集めるために行われた「2024 年知的財産情報政策に関する国民向けアイデアコンテスト」のデータ活用部門の受賞者※への授賞式を行う。

※（最優秀賞）INNOPOLIS（団体）、（優秀賞）カン・ジョンホン、キム・ギルファンなど 2 名

二日目の 11 月 1 日には 9 時 30 分からアマゾン、クーパン、Nitto Denko などが特許情報を基にする経営戦略について踏み込んだ内容を紹介する。

また、韓国特許庁を始め、日本、中国特許庁から特許データの活用政策について紹介する。

【展示会：特許情報活用先進企業が提供するサービスの体験】

会場には知財情報サービス企業・機関のサービスを紹介するブースが設けられる。展示会ではウォートインテリジェンス、マーククラウド、クラリベイトなど韓国国内外の 19 の企業や機関からのサービスの体験や需要者とのビジネスミーティングが行われる。

特許庁の産業財産情報局長は「世界で技術霸権争いが激しくなっている中、特許情報は技

術革新の源であり国家競争力の尺度である」とし、「今回のイベントが、韓国企業が特許情報を有効に活用する方策を探り、これにより革新的な未来戦略を立てるきっかけになってほしい」と述べた。

博覧会の詳細や参加申込方法は、国際特許情報博覧会（PATINEX）ホームページ（<https://patinex.org>）にて確認でき、PATINEX2024事務局（電話：02-2038-2227）に問い合わせできる。

2-17 韓国特許庁、「IP ナレ(翼)プログラム」により成果を上げたロボットメーカーを訪問

韓国特許庁（2024. 10. 31.）

各企業の環境に応じた特許戦略によりスタートアップの競争力を高める！

韓国特許庁は10月30日水曜日、着用型ロボットメーカーである（株）ヒューロティクス（ソウル市銅雀（ドンザク）区所在）を訪問し、スタートアップからの意見を聞いた。今回の企業訪問は、特許庁が行っているスタートアップを支援する「IP ナレ（翼）プログラム」の成果を振り返り、スタートアップが抱えている知財に関する悩みを把握するためである。

「IP ナレプログラム」は、知的専門家が在籍していないスタートアップが知財を基に企業を経営し研究開発を行うことができるよう支援する事業である。同事業では、企業が保有している技術と関係のある国内外のライバル会社の特許を知財専門家が分析して強い特許権を確保できるよう各企業の環境に応じた戦略を示し、知財権の管理に関する実務教育などを提供する。同事業による恩恵を受けた企業（2023年時点 758社）は昨年の売上高総額が前年比14.4%、雇用が20.7%増え、計758社のうち419社が投資などにより総額1,969億ウォンの事業資金を確保する成果を上げた。

（株）ヒューロティクスは、ハードウェアとソフトウェアを融合させ、個々人の歩行パターンを分析してオーダーメイドの着用型ロボットを製造する企業であり、2022年7月に設立された。同社は特許庁の支援事業に参加して知財権確保の重要性を認識し、米国への特許出願など韓国国内外で約50件の特許、商標、意匠の出願を行った。同社は下肢筋力訓練や移動補支援の着用型ロボットを主に扱っているが、「IP ナレプログラム」に参加してレジャー用ゴルフスーツに係る特許権を確保するなど製品群を拡大している。このように成果により、CES2024に出品してイノベーション賞を受賞し、Pre-A段階で35億ウォンの投資誘致に成功した。

特許庁長は「スタートアップが投資金を確保し、先頭ランナーとの競争で優位に立つためには特許権確保が欠かせない」とし、「今後も特許庁はスタートアップが知財により世界的なユニコーン企業へと成長できるよう支援を拡大していく」と述べた。

2-18 特許法・実用新案法施行規則の一部改正令が11月1日から運用される

韓国特許庁 (2024. 10. 31.)

発明者訂正制度の改善、出願書に発明者識別情報の記載義務化など

韓国特許庁は、特許法・実用新案法施行規則の一部改正令※が11月1日金曜日から施行されると発表した。

※特許法施行規則の一部改正令〔産業通商資源部令第579号、2024年10月31日改正〕

実用新案法施行規則の一部改正令〔産業通商資源部令第580号、2024年10月31日改正〕

今回の改正は、真の発明者を記載する発明者訂正制度の改善、正確な発明者の識別情報（国籍、居住国など）の記載、分割出願の審査順位に関する規定の行政規則への委任などが主な内容である。

【発明者訂正制度の改善（発明者訂正時期の制限、証明書類の提出要求）】

発明能力のない者を審査官による審査手続きが終わった後に発明者に追加するなどの悪用を防ぐために発明者訂正制度を見直した。真の発明者の記載を目的にいつでも可能であった発明者の訂正時期を一部制限し、設定登録後の提出が求められていた証明書類を審査官による審査手続き段階においても提出するよう見直した。

つまり、特許出願人は特許査定から設定登録までの期間には発明者を追加することができず、発明者の改名、単なる記載ミス、住所変更など発明者の同一性が維持される場合に限り発明者を訂正することができる。（特許出願から特許査定までと、設定登録以降には発明者の訂正が可能）

また、審査官による審査手続き段階で発明者を訂正する場合は、訂正理由を記載した事由書、特許出願人および訂正の対象となる発明者が署名または捺印した確認書類※を提出しなければならない。

※例）（訂正前）発明者チャン・ヨンシル、ホン・デヨン→（訂正後）発明者チャン・ヨンシル、チ・ソギヨン ☞ [確認書類] 特許出願人およびホン・デヨン、チ・ソギヨンの

署名/捺印が必要

当該の改正規定は 11 月 1 日以降、発明者の訂正のために書類を提出する場合から適用される。

【特許出願書に発明者の識別情報（国籍、居住国など）記載の義務化】

「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が今年 8 月 7 日から改正・施行されたことにより、発明者情報を正確に管理する目的で、特許出願書に発明者の「国籍」、「居住国（住所欄に記載されている国）」を必ず記載するように見直した。国籍、居住国のいずれもアルファベット 2 衍の国名コードを記載すればよい。発明者の国籍を証明するための国籍証明書などの証明書類の提出は必要ない。これは 11 月 1 日以降提出される書類から適用される。

【分割出願の審査順位に関する規定を行政規則に委任】

変化する審査環境に柔軟に対応できるよう分割出願※の審査順位に関する規定を行政規則（特許・実用新案の審査事務取扱規定）に委任した。11 月 1 日時点、審査順位がすでに付与された出願に対しても適用する。

※原出願に二つ以上の発明が含まれている場合、その一部を別の出願に分割すること

特許庁は 2025 年 1 月 1 日施行を目途に分割出願の審査は、原出願の審査請求順ではなく、分割出願の審査請求順とする内容に行政規則の改正を進めている。

【現行制度の運営上現れた一部の不備の改善】

積極的な行政活動の一環として出願人が多く利用する国際出願後の補正手続き時の添付書類である補正書の提出書類を 3 部から 1 部に緩和するなど特許協力条約（PCT、Patent Cooperation Treaty）の記載事項に関わる改善点を反映するなど現行制度の運営上現れた一部の不備を改善した。

特許庁の特許審査企画局長は「特許法の根幹は憲法第 22 条で定めている通り発明者の権利を保護することである」とし、「今回の改正により、特許出願時から真の発明者を記載することで明確な権利関係の確定などに活用されることを期待する」と述べた。

今回的一部改正令は特許庁（www.kipo.go.kr）または法制処国家法令情報センター

(www.law.go.kr) にて確認できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、KBO 韓国プロ野球リーグの開催期間に模倣品取締を実施

韓国特許庁 (2024. 10. 21.)

KBO と手を組んで野球グッズの模倣品流通を根絶する！

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は、「2024KBO（韓国プロ野球リーグ）シリーズ」の開催期間中（2024年10月21日～29日）、競技場の周辺で野球グッズの模倣品の流通や販売を集中的に取り締まる考えだと発表した。

韓国でプロ野球競技の観客数は2024KBOシーズンに1,088万人を突破し、KBOの発足以降最多となっている。その人気が日々高まっている一方で、野球グッズの模倣品の販売が急増している。KBOの統計によると、2023年末時点、KBOと各球団の商標権侵害件数は1,110件であり、今年は9月末時点にすでに1,308件に達し、去年の侵害件数を上回っていることがわかった。

特許庁の商標警察は今年9月、KBOから野球グッズの模倣品に対するモニタリングや取締などの要請を受け、今年のKBOシリーズの開催期間中に競技場の周辺で模倣品を取り締まる特別活動を行う。今回の取締は、KBOシリーズの人気に便乗して模倣品を流出する販売業者を事前に摘発し、野球ファンが模倣品を購入することによる被害を受けないよう予防するためである。商標警察は、競技場周辺や野球グッズの販売店など模倣品の流通・販売行為が起こり得るエリアを中心に集中的に取り締まる計画であり、発覚された行為に対し強い法的措置を取る考えだ。

今回の活動では、模倣品販売に対する厳重な法的措置のほかにも、野球ファン向け知財権に対する認識を高める啓発活動も実施する。競技場周辺で真正品の購入を促し、模倣品の購入による被害を予防するための啓発活動を行う考えだ。

商標警察は今年1月、MLBから「MLBワールドツアーソウルシリーズ（2024年3月20日～21日）」の韓国開催を機に商標権保護の要請を受けて模倣品の取締や啓発活動を行い、その取り組みが高く評価され、今年7月MLBから「知財保護活動」感謝状を授与された。

特許庁の商標特別司法警察課長は「模倣品は、商標権者に直接的な財産上の被害を与える

だけではなく、それを購入した消費者の安全や健康まで脅かす恐れがある。スポーツイベントの人気に便乗して不法な形で利益を取る一部の模倣品流通業者により善意の消費者が被害を受けることがないよう取締活動にしっかりと取り組んでいく」と述べた。

模倣品による被害を受けた際には、特許庁の「知識財産侵害ワンストップ通報相談センター（www.ippolice.go.kr）」（電話：1666-6464）に相談できる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国政府の標章の無断使用は不競法違反…消費者の注意が必要

韓国特許庁（2024.10.21.）

政府のシンボルマークの無断使用や知財権虚偽表示に対し3年以下の懲役または3千万以下の罰金が科される

韓国特許庁は、大韓民国政府のシンボルマーク（）を無断使用することや、特許情報を虚偽で表示したロト当選番号予測サービスに対し、不正競争防止および営業秘密に関する法律（以下、「不正競争防止法」）および特許法を違反している可能性が高いとし、消費者の注意が必要だと強調した。

最近、政府のシンボルマークや知財権の虚偽表示や特許技術により当選番号の予測精度を高めたとの広告で消費者を欺くロト当選番号予測サービスが増えている。

韓国消費者院によると、この5年間（2019年～2023年）ロト当選番号予測サービスによる被害の救済が計1,917件届いている（返金拒否および過剰な違約金、返金に関する契約条項の不履行）ことがわかった。

【政府シンボルマークの無断使用および知財権の虚偽表示、3年以下の懲役または3千万以下の罰金】

不正競争防止法上、政府のシンボルマークを無断使用する行為は、▲政府のシンボルマークを商標として使用する場合の国旗・国章等の使用禁止に関する規定（第3条）、▲政府が品質を保証したかのように誤認させる不正競争行為（第2条へ目）に該当する。

政府のシンボルマークを無断で商標として使用することにより健全な取引秩序を害する

行為は、不正競争防止法により是正命令および罰金が科されるか、刑事処罰の対象になる場合には3年以下の懲役または3千万以下の罰金が科される。

また、特許出願・登録を行った事実がないにも関わらず、「特許出願・登録を受けた技術を採用したロト当選番号予測サービス」という文言で広告する場合、知財権の虚偽表示に該当する。

特許法上の虚偽表示は、登録または出願したものではない物件等に対し特許登録又は出願したとの表示をするか、混同を招きやすい内容で表示する行為のことをさし、行政指導の対象となり、3年以下に懲役または3千万以下の罰金が科される。

【違法行為による金銭的被害のリスクが高く、消費者の注意が必要】

特許庁の産業財産保護協力局長は「政府のシンボルマークの無断使用および特許虚偽表示行為は、不正競争防止法と特許法により処罰を受ける可能性があることに留意が必要だ」とし、「とりわけ、消費者はそのような違法行為により金銭的被害を受けることがないよう注意してほしい」と述べた。

政府シンボルマークの無断使用が疑われる場合には「知識財産侵害ワンストップ通報相談センター (<https://ippolice.go.kr>)」(電話: 1666-6464) に、知財権虚偽表示に係る通報は「知識財産権虚偽表示通報センター (<https://www.ip-navi.or.kr/falsemark>)」(電話: 1670-1279) に相談できる。

その他一般

5-1 建設用3Dプリンティング技術の特許出願件数の伸び率、この5年間韓国がトップ

韓国特許庁 (2024.10.28.)

3Dプリンティングを用いた建設技術の特許出願件数が世界でこの10年間年平均45.3%増加

#19世紀、鉄筋コンクリートの発明※は現代の都市風景や生活の土台となった。3Dプリンティング技術は建設現場の自動化、建設廃棄物発生量の最小化など未来の生活を変える先進的な建設技術として注目されており、関連技術の特許出願件数も増加傾向にある。

※François Coignet：世界初鉄筋コンクリートを用いた建物の建設（1853）、特許権取得（1855）

3D プリンティングを用いた建設技術は、平面図の線に沿ってセメントといった建設材料が歯磨き粉のように絞り出されて建物の断面を造り、断面を積層して建物を造る積層造形建設技術である。非定型曲線など自由なデザイン、人員削減など低コストかつ迅速であり、建築廃棄物がほぼ発生しないというメリットがある。

世界の 3D プリンティング建設市場は、2022 年 34 億ドル（4.7 兆ウォン）から年平均 6%ずつ急成長して 2032 年には 5,000 億ドル（716 兆ウォン）に達すると見込まれる。

※PrecedenceResearch, ‘3D Printing Construction Market Size 2024 to 2032’

韓国特許庁は、主要国特許庁（IP5：韓国、米国、中国、欧州連合（EU）、日本）に出願された世界の特許を分析したところ、3D プリンティングを用いた建設技術の出願件数がこの 10 年間（2012 年～2021 年）年平均 45.3% 増えている中、韓国がここ 5 年間（2017 年～2021 年）の出願件数伸び率トップとなっていると発表した。

特許庁によると、2012 年に出願された建設用 3D プリンティング技術は 8 件にとどまっていたが、年平均 45.3%ずつ増え 2021 年には 231 件と増加している。とりわけ、2014 年から出願件数が急増しているが、これは 2014 年前後に主要国が 3D プリンティング産業に対する支援政策を打ち出したことによる効果※だとみられる。

※韓国：3D プリンティング産業発展戦略の策定（2014 年）、アメリカ：元オバマ大統領が 3D プリンティング技術を製造分野で革命を起こす主役になると予測（2013 年）、中国：国家 3D プリンティング産業発展推進計画の策定（2015 年）

【国籍別の出願動向：韓国、この 5 年間出願件数伸び率トップ】

この 10 年間、最も多く出願した国は中国（38.6%、533 件）であり、その次はアメリカ（20%、276 件）である。韓国は 12.1%（167 件）と 3 位となっているが、この 5 年間の伸び率は最も高く（年平均 13%）、今後も一段と成長していくことが期待される。

【出願人の動向：韓国、产学研でバランスの取れた出願動向がみられる中、中小・ベンチャー企業の活躍が目立つ】

出願人の割合を分析したところ、企業が研究・開発をリード（68.5%）していることがわかった。とりわけ、アメリカ（83.3%）、ドイツ（97%）、フランス（96.4%）は企業の割合

が大きくなっている。韓国は企業（34.7%）、大学（30.5%）、個人（17.4%）、公共（17.4%）などさまざまなタイプの出願人による研究・開発が行われていることがわかった。

出願件数が多い順でみると、1位 SIKA（3.6%、50 件、イス）、2位 GE（3.5%、49 件、アメリカ）、3位 中国建築 CSCEC（3%、42 件、中国）など建設業界が多くなっている。韓国の出願人では、19位建設技術研究院（0.9%、13 件）、21位延世（ヨンセ）大学（0.7%、10 件）、42位世宗（セジョン）大学（0.4%、6 件）、50位 HISYS および D1TECH（それぞれ 0.4%、5 件）など研究所、大学、企業による出願がバランスよくなされている。その中でも 3D プリンティング技術を専門に扱う中小・ベンチャー企業の活躍が目立つ。

特許庁のスマート製造審査チーム長は、「建設用 3D プリンティング技術は、建築廃棄物がほとんど発生しない環境にやさしい建設手法であり、月面や海底など人が容易に接近できない環境でも構造物を造ることができる未来先進技術として注目されている。同分野で韓国が市場をリードしていくよう、品質の高い審査はもちろん、関連分野の特許統計資料の提供など産業界への支援に取り組む」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム